

中国の農業・農村の再組織化と 双層経営体制

白 石 和 良

はじめに

1. 双層経営体制の概括的内容

- (1) 双層経営体制の概括的意味
- (2) 双層経営体制の内容と非双層経営部分
- (3) 小括

2. 双層経営体制政策の形成とその展開

- (1) 1982年以降の政治情況及び農業政策の概況
- (2) 党中央の農業政策基本通達における双層経営体制概念の形成過程
- (3) 小括

3. 双層経営体制の実態

- (1) 人民公社解体後の末端党政組織と集団经济管理組織の現状
- (2) 双層経営体制の実施主体

(3) 双層経営の実態

4. 双層経営体制と他の農業政策との関連

- (1) 農地の所有権の帰属
- (2) 農業社会化サービス
- (3) 農村の合作経済組織

5. 双層経営体制に対する否定論と農民の反応

- (1) 双層経営体制に対する否定論
- (2) 双層経営体制に対する農民の反応

6. 双層経営体制政策の政策意図

- (1) 双層経営体制政策の主要な政策意図
- (2) 双層経営体制政策の転成への動向
- (3) 双層経営体制政策の適用の実際

おわりに

1. はじめに

中国の改革開放政策は、1978年12月に開催された中国共産党第11期3中全会からスタートし、まず、農業・農村問題から着手され、これらに対する諸施策が農村経済体制改革として推進された。この政策の一環として農業生産責任制が導入され、それが普及した結果、人民公社が解体されるという大きな変革を招来するに至った⁽¹⁾。その後、改革開放政策の重点は、農産物の流通問題を含めて、工業・都市問題等に移されている。しかしながら、農業・農村問題に対しては改革開放政策を実施した際、「集団」の束縛からの「個」の解放という点に力点が置かれ過ぎたため、農業経営や、農村運営に当然必要な「組織」までも弱体化または崩壊させてしまうという事態が生じている。このような事

態の発生は、農業の発展、農村の安定化等に多大の支障を与えているため、農業・農村の再組織化の必要性に対する認識が最近とみに高まっている⁽²⁾。他方、農業・農村問題の外部環境としての中国全体の政治的・経済的情况も厳しさを増し、対応のいかんによっては現政権の崩壊も懸念される状況となっている。すなわち、1989年の「六・四天安門事件」の発生と1989年～1991年のソ連、東欧の社会主義政権の崩壊は、中国共産党指導部に大きな衝撃を与え、その内心の危機感の高まりは極めて大きいと推測される。このような状況から中国共産党にとっては、現行の支配体制を維持するためには、国内政治の安定化と経済の発展が至上命令である。中国では、人口の約8割が農村人口である。このため、国内政治の安定化を図るうえで農村の安定化が不可欠の条件となっている。また、約12億人の人口を養うとともに彼らに豊かな生活を実感させるためには農業生産の持続的な増大が必須の課題である。

以上のように、中国の農業・農村自体に対しても、また、中国全体の政治的・経済的情况に対しても、農業・農村の再組織化の問題は極めて重要な課題となっており、このため種々の政策が講じられるに至っている。周知のように、中国の農業・農村問題に関する基本政策は、中国共産党中央（以下、「党中央」という）が決定し、通達している。現行のこれら党中央の農業政策基本通達における農業・農村の再組織化にかかる主要な政策としては、①村の党政組織の整備・強化、②農民負担の軽減と農民所得の向上、③農業社会化サービス体系〔農業社会化服务体系〕の整備・確立、④農業生産責任制の継続・完璧化、⑤双層経営体制〔双層经营体制〕の強化及び⑥農村社会主義思想教育の展開の6つの政策を挙げることができる。

これら6つの主要な政策について、その農業・農村の再組織化という全体的政策目標におけるそれぞれの位置づけを考えてみよう。前述のように農業・農村の再組織化の最終政策目標は、農業の発展と農村の安定化を図ることであり、さらにはこれらの目標の達成を通じて中国共産党への政権付託を確保することである。このため、党中央の現行の農業・農村再組織化政策は、(a)主として農民に利益を供与することを目的としたもの、(b)主として基層組織の体制整備を

目的としたもの、(c)主として農民側の体制を整備させることを目的としたもの、(d)上記(b)と(c)の目的が複合しているものから構成されている。このような観点から上記6つの主要な政策を分類すると、(a)に分類される政策は、②農民負担の軽減と農民所得の向上、③農業社会化サービス体系の整備・確立及び④農業生産責任制の継続・完壁化であり、(b)に分類される政策は、①村の党政組織の整備・強化である。また、(c)に分類される政策は、④双層経営体制の強化であり、(d)に分類される政策は、⑥農村社会主義思想教育の展開である。これを政策の受容主体としての農民の側からみてみれば、(a)に分類される政策は、歓迎するものであり、(b)に分類される政策は、党中央の政策の具体的実施主体である基層組織の浄化という趣旨の強い問題であり、農民の側も歓迎できる問題であるが、(c)と(d)に分類される政策は、農民に対する規制強化の問題であり、農民にとっては歓迎できない政策である。しかしながら、(d)に分類される政策である農村社会主義思想教育の展開については、農民にとっては、いわば経験済みの政策であり、また、現行の社会主義思想教育が農民に受け入れられやすい内容のものとなっているので、農民の拒否感は大きなものとはなっていない⁽³⁾。これに反して、(c)に分類される双層経営体制の強化政策は、農民にとっては初めての政策であり、しかもその内容が判然としておらず、かつ、人民公社制度下の集団農業への回帰を憶測させるものであるため、農民の拒否感は強い。

本稿では、現在実施されている農業・農村の再組織化を図るための6つの主要な政策の中から、双層経営体制の強化の問題を取り上げる。その理由は以下のとおりである。

第1は、双層経営体制は、人民公社解体後の農業・農村を管理・規制するための主要な手段の一つとされており、このため、双層経営体制の問題は、単に農業生産体制の問題であるばかりではなく、農地の所有制度、農村の組織制度に関連する問題でもあり、双層経営体制に対する正確な理解が無ければ、現在の中国の農業・農村政策を正しく理解し、評価することができないからである。

第2は、双層経営体制は、中国共産党が社会主義体制を維持していることの象徴の一つとされており、このため、双層経営体制の問題は、農業・農村政策

の問題に止まらず、中国の政治体制である社会主義制度に関連する問題であり、双層経営体制の問題を正しく理解することは、中国の今後の政治動向を把握するうえで避けては通れない問題であるからである。

第3は、双層経営体制の問題は、農民がその受容に消極的な政策であるからである。農民がその受容に消極的な政策は、通常は相当な問題点を含んでいる政策であり、このような問題点は早急に解明しておくことが必要である。

第4は、双層経営体制の問題は、このような重要な農業・農村政策の一つでありながら、これまで我が国では、その研究がほとんどなされていないことである⁽⁴⁾。

以上のような双層経営体制の問題に対する認識から、本稿では、①双層経営体制の内容を明らかにするとともに、②農業・農村の再組織化における双層経営体制政策の政策意図を明らかにすることを目的とする。

本稿の構成は以下のとおりである。まず1では双層経営体制の内容の概要を明らかにする。これは、中国においても双層経営体制の概念がいまだに確固としたものとなっていないことに加えて、我が国でも双層経営体制に関する紹介、研究がほとんど行われていないためである。次に2で双層経営政策の形成とその展開過程をトレースするとともに、3で双層経営体制の実態を概観する。次いで、4では以上の作業結果に基づいて、双層経営体制と他の農業・農村政策との関連を考察し、5では双層経営体制に対する否定論と農民の反応を考察する。最後に6でこれらの考察のうえにたつて、農業・農村の再組織化における双層経営体制政策の政策意図を明らかにする。

なお、本稿では、重要と思われる語彙、引用文については、煩瑣ではあるが、中国語の原文を大かっこで併記した。これは、訳語が定着していない場合が多いためであるとともに、本稿に対する批評を便ならしめるためである。

注(1) 小林〔1, 4頁〕は、人民公社の解体は、「通常理解では、責任制の導入が先行し、集団農業解体の事後処理として人民公社の解体がなされたと解しているようであるが、これは事実と異なる」と指摘し、「人民公社の解体と解体後の農村再編のテスト・ケースとして、試験点（「試点」）を選んで再編を実施する試みは、農業生産責任制の導

入とほとんど同時に開始された」としている。しかし、筆者は、1978年12月の第11期3中全会で「農業の発展を速めるための若干の問題に関する決定（草案）」と「農村人民公社工作条例（試行草案）」の2つの文件が同時に討議に付されたという事実、さらには中国では重大な政策変更を行う場合は事前にテストケースをいくつか行うことが通例であることに鑑み、ほぼ「通常理解」に近い考え方を取っている。

- (2) 中国の農業・農村の再組織化の問題点等については、白石和良「中国改革開放期における農業・農村の再組織化」（農業総合研究所『平成4年度秋季特別研究会討論記録・アジアにおける農業開発と政府・農民の役割』平成5年）を参照されたい。
- (3) 今回の社会主義思想教育運動が農民にとって受け入れやすいものとなっているのは、浙江省の例（中共浙江省委辦公庁等〔30〕）にみられるように、反面教師という名での他人の炙り出しや、無理をしてまでも被批判者のでっち上げを行っていないことが、運動を着実なまたは穏健なものにしているためである。
- (4) 比較的詳しいのは小林〔2〕である。

1. 双層経営体制の概括的内容

（1）双層経営体制の概括的意味

双層経営体制の問題は、後述するように政治情勢の影響を容易に受ける問題であるため、その概念の定義はまだ定まっていないのが現状である。このような状況について、党中央の農業基本政策立案の中枢である党中央農村政策研究室に長期間在職していた張雲千〔53〕は、1990年11月に中国の学術誌で「現在のところ、農家生産量リンク請負制〔聯産承包〕と双層経営体制の完璧化が農村改革の衆目を集める話題となっているが、この問題に対する理解は多くの論文などで一致していない。この問題に対する認識の不一致は、現場の担当者を混乱させるものであり、改革の深化の妨げになっている」旨述べている⁽¹⁾。

まず、農家生産量リンク請負制は、わが国でも既に周知のように農業生産責任制の一形態であり、集団所有制の農地等をその構成員である農家に請負契約を締結して請負経営させるものである。この場合、集団とは、人民公社の解体前においては生産大隊または生産隊、解体後においてはそれらの経済部門の後身である地区を区域とする合作経済組織〔地区性合作経済組織〕（以下、「地区合作経済組織」という）を指している。この請負契約の特徴は、単なる農地等

の賃貸借契約ではなく、契約の当事者双方に種々の権利義務条項が付加される契約であることである。例えば、請負の出し手〔発包方〕である集団は請負の受け手〔承包方〕である農家に対して請負契約を円滑に履行させるために農業経営全般にわたって統一的に実施することが効率的である水利、病虫害防除等の事業（「合作サービス」と呼ばれるが、これについては後述）を行うことが求められており、他方、農家は農地の賃借料〔承包費〕の支払いのほかに、各種の負担金〔統籌費、提留費〕の納付、食糧等の供出義務の履行、公共事業への無償労働の提供、産児制限〔計画生育〕を行うことが求められている。

次に、双層経営体制について、代表的ないくつかの説⁽²⁾を参酌してその概括的意味を仮に定義すれば、「双層経営体制とは、地区合作経済組織がその所有する農地等をその構成員である農家に経営を請け負わせるとともに、地区合作経済組織が農家に合作サービスを提供することによって行う農業経営体制である」といえる。この場合、「双層経営」とは2つの経営階層〔兩個経営層次〕の意味であり、請負の出し手である地区合作経済組織が行う農業経営（これを「統一経営」または「集団の統一経営」などと称している）と請負の受け手である農家群が行う農業経営（「分散経営」または「農家の分散経営」などと称している）を指している。このように「集団の統一経営」と「農家の分散経営」の2つの経営階層を新造語である「双層経営」という言葉で一括して一つの農業経営体群と擬制していることに双層経営体制概念の特徴があると指摘できる。

以上のことから農家生産量リンク請負制と双層経営体制を比較すると、両者は内容的には全く同一であるといえる。両者は1つの実体を別の角度からみているに過ぎないからである。ここでいう「1つの実体」とは、集団所有制の農地を集団がその構成員である農家に請負経営させていることである。「1つの実体」は、農家生産量リンク請負制が実施されてから今日に至るまで一貫して継続されているのである。要は、この実体をどの角度または視点からみるかということである。双層経営体制という場合は、農業経営の主体の捉え方に重点を置いて農地等の請負経営をみている場合であるが、実態的には「集団の統一経営」をより重視する考え方を取る場合に使うことが多い。これは後述するよ

うに農家への経営請負において「農家の分散経営」が過大に重視されないための歯止めとして双層経営体制概念が創出されたことによるものである。他方、農家生産量リンク請負制という場合は、農業生産責任制の実施に重点をおいて農地等の請負経営をみている場合であるが、実態的には「農家の分散経営」をより重視する考え方を取る場合に使うことが多い。これは農業生産責任制が人民公社制度下における集団農業での収益分配の悪平等〔平均主義〕を打破して農家の積極性を喚起させるために創出されたことによるものである。このように双層経営体制という言葉も、農家生産量リンク請負制という言葉も、農家への経営請負をどこに重点を置いてみるかによってその使われ方が異なっているに過ぎないといえる。したがって、端的に「双層経営体制とは、農家生産量リンク請負制を経営主体の観点から捉え直したものに過ぎない」といっても過言ではない。双層経営体制と農家生産量リンク請負制が同一のものを別の観点からみたものに過ぎない旨を最初に明言したのは、張雲千〔53〕である。彼は「農家生産量リンク請負制と双層経営とは一つの制度（農地の請負経営制度…白石）の二つの側面である」と述べている⁽³⁾。彼のように両者が同一のものであると断言している例は中国でも他に類をみない。他の説では、例えば、「農家生産量リンク請負制が双層経営構造を実施している」と記述したり⁽⁴⁾、「農家生産量リンク請負制を紐帯としている…（中略）…経営方式を双層経営体制と称する」と記述している程度である⁽⁵⁾。

両者が本来同一のものでありながら、あたかも別々のものであるかのように議論されているのは、次章でみるように双層経営体制という言葉が党中央の農業政策基本通達に登場するのは1986年からであり、その際に両者の関係が明確にされていなかったことが原因であると考ええる。

（２） 双層経営体制の内容と非双層経営部分

双層経営体制が農家生産量リンク請負制と事実上同じものであることが明確にされれば、双層経営体制の内容も自ずと明らかになってくる。端的に言えば、農家生産量リンク請負制の実施において、請負の出し手である地区合作経済組

織と請負の受け手である農家がそれぞれ現在行っていることと全く同じことである。すなわち、地区合作経済組織についていえば、農家に請負契約を履行させること（合作サービス等請負契約の履行を容易にさせるために必要な措置を含む）とその保有している農地等の資産の管理・運用である。また、農家についていえば、請負契約を履行することである。

以上が双層経営体制の本質的内容である。しかしながら、中国の諸説では、このような双層経営体制の本質的な内容を直截に説明しているものは無く、さらに双層経営の本質的内容とは認めがたい事項まで含めて説明しているため、双層経営体制の内容の理解を一段と困難にさせている。例えば、牛若峰〔13〕は、双層経営の統一経営部門である地区合作経済組織が行わなければならない事項として、「農村の自治組織の整備が完全ではない地域、または関係方面との調整を了した地域では、村民委員会の事務を行うこと⁽⁶⁾」や「村内の農家間、各種の経済組織間の利害関係を調整し、農民の利益を代表して、政府やその他の経済社会組織と対話すること」までを挙げている⁽⁷⁾。このような双層経営体制と直接には関係のない事項まで含めて、双層経営体制を論ずることが、双層経営に対する正確な認識の普及や理解の一致を妨げる原因の一つとなっていると思われる。

農家生産量リンク請負制の実施が農家に与えた最大の影響の一つは、農家が農業経営の主体となったこと、すなわち、独立の経済主体となったことである。農家生産量リンク請負制の実施前の農家は、自己の能力と判断で農業経営を行える経営主体ではなく、単なる労働者にすぎなかった。しかし、農家生産量リンク請負制の実施の結果、農家は、農業経営の主体となり、自己の能力と判断によって農家生産量リンク請負制に基づく請負農業のほか、種々の経済活動を行うようになっていく。例えば、自己の経営リスクにおいて行う畜産経営や流通業への参入などである。これらの経済活動がここでいう双層経営体制における非双層経営部分である。したがって、双層経営体制下における農家経営は、請負農業にかかる双層経営部分と自己の経営リスクにおいて行う非双層経営部分との2つから構成されているといえる。

このような情況は、地区合作経済組織においても同様である。地区合作経済組織は、農家生産量リンク請負制に基づいて農家へ請負に出すという方法で農業経営を行っている。これが双層経営体制の「統一経営」と呼ばれるものであり、ここでいう双層経営部分である。このほか、地区合作経済組織は、農家へ請負に出さずに直営で種々の経済活動を行っている。例えば、農産物の加工場などの郷鎮企業である。これがここでいう非双層経営部分である。このように、地区合作経済組織の経済活動も双層経営部分と非双層経営部分から構成されているのである。

このように双層経営体制の担い手である地区合作経済組織と農家の経済活動は、双層経営部分と非双層経営部分の2つから構成されているが、それぞれの経済活動において、双層経営部分と非双層経営部分との比率は千差万別である。このような実態を認識しておくのは、双層経営体制の「重み」が地域によって著しく異なっており、双層経営部分の比率の高い地域では、双層経営体制の今後が当該地域の将来を左右することになるが、双層経営部分の比率が低い地域では、双層経営体制の持つ意味が実態としては失われることもありうるからである。

（３） 小 括

上記（１）と（２）の考察を通じて明らかになったことは次の点である。

第１ 双層経営体制は地区合作経済組織がその所有する農地等をその組合員である農家に経営を請け負わせるとともに、地区合作経済組織が農家に合作サービスを提供することによって行う農業経営体制である。つまり、双層経営体制とは、農家生産量リンク請負制を経営主体の観点から捉え直したものにほかない。

第２ 双層経営の内容は、地区合作経済組織についていえば、農家に請負契約を履行させること（合作サービス等請負契約の履行を容易にさせるために必要な措置を含む）とその保有している農地等の資産を管理・運用することであり、農家についていえば、請負契約を履行することである。

双層経営制＝「双層経営方式」ともいう。集団の統一経営と農家の分散経営が結合した経営体制の一種である。これは、2つの基本的特徴を持っている。即ち、第1は、農家は独立した商品経済の地位を保持しており、生産の必要性に基づいて自主経営をすることができること、第2は、農家経営〔家庭経営〕の基礎の上に統一経営が存在しており、しかもこれら2つの経営は、社会化合作サービスのネットワーク〔社会化合作服務網〕によって連結されて、双層経営体制を構成していることである。

④馬洪武等編『農村新知識辞典』〔62, 23頁〕。

双層経営構造＝我が国の農村では農家生産量リンク請負制が双層経営構造を実施している。即ち、統一経営と分散経営が相結合しており、統一に適しているものは統一され、分散に適しているものは分散されている。例えば、害虫防除や水利事業などの農家一戸一戸では上手くやれないものなどは集団が統一的に実施する。農業生産は、生命の物質、資材の再生産であり、凡そ農家一戸一戸が行うのに適しているものは、農家一戸一戸が分散して行う。このようにすれば、二つの積極性を発揮することができる。即ち、統一経営は集団経済の優越性を充分発揮することができ、分散経営もまた農家一戸一戸の生産に対する積極性を充分に発揮させることができる。双層経営構造の実行は、集団経済の強化、農業生産の発展の促進に積極的な効能を有している。

(3) 張雲千〔53, 19頁〕。

(4) 馬洪武等〔62, 22頁〕。

(5) 陳岱孫〔56, 152～153頁〕。

(6) 牛〔13, 115頁〕。原文は「村民自治委員会」となっているが、「村民委員会」の誤りであろう。

(7) 牛〔13, 115～116頁〕。

2. 双層経営体制政策の形成とその展開

本章では、1982年以降の政治情況及び農業政策の変化との関連において、党中央の農業政策基本通達及び党中央の農業政策立案責任者の著作における双層経営体制についての記述の推移を分析して、双層経営体制に関する政策の形成過程を明らかにする。このような手法を用いるのは、党中央の政策意図を最も明白に表しているのは、党中央の公式文書である農業政策基本通達であり、その政策形成過程を窺うことができるのは、党中央の農業政策の立案責任者が公

表した著作と考えるからである。なお、既にみたように、双層経営体制の問題は、農業生産責任制の実施の問題と対をなす問題であり、また、農業生産責任制の実施を巡る党中央内の議論は1982年に一応の決着をみた。このため、考察の対象とする党中央の農業政策基本通達は、1982年以降の通達とする。

(1) 1982年以降の政治情况及び農業政策の概況

双層経営体制政策の形成の背景となっている農業政策、政治情况等の推移を年表風に記せば次のようである。

1980年9月 党中央、「農業生産責任制を強化・完璧化させるための問題に関する通知」⁽¹⁾を通過。農家生産量リンク請負制〔包産到戸・包干到戸〕の実施については、部分実施を認める段階に止まっており、党中央としての意思統一はできなかった。

1982年1月 党中央1号文件（以下、「1982年1号文件」という）⁽²⁾を通過。農家生産量リンク請負制の完全実施を認めることで党中央は意思統一された。

1982年4月 人民公社を解体して、郷村制を復活させることが盛り込まれた憲法改正草案を公表。

12月 上記改正草案を第5期全国人民代表大会第5回会議が可決。

1983年10月 党中央・国務院が「政社を分離し、郷政府を設立することについての通知」（以下、「政社分離通達」という）を通過し、1984年年末までに政社分離・郷政府設立を完了するよう指示⁽³⁾。

1984年10月 中国共産党第12期3中全会が「中共中央の経済体制改革に関する決定」を決議。この決定によって、都市部での改革が始まり、農村経済体制改革は第二段階の改革を開始した⁽⁴⁾。

1985年2月 人民公社の解体と郷政府の設立が完了⁽⁵⁾。

7月 海南島の輸入自動車横流し事件で中央紀律検査委員会が関係者を処分。

9月 鄧小平、陳雲が精神文明建設の重視を指示⁽⁶⁾。

年末 85 年の食糧生産が前年より大幅に減少したことが判明。

1986年9月 中国共産党第 12 期 6 中全会が「社会主義精神文明建設の指導方針についての決議」を採択⁽⁷⁾。精神文明運動が強化される。

1987年1月 ブルジョア自由化反対運動の実施が不十分との理由で胡耀邦総書記が辞任に追い込まれる。

趙紫陽、総書記代行に就任。

1987年10月 中国共産党第 13 回全国代表大会で社会主義初級段階論を趙紫陽が提起。

1989年6月 「六・四天安門事件」発生。

事件終了後、趙紫陽総書記を解任。後任に江沢民を総書記に選任して、江沢民新体制がスタート。

上記のような農業政策、政治情况等の推移から方向の異なる 2 つの潮流を看取することができる。すなわち、いわゆる「放」の潮流（自由化）と「収」の潮流（引き締め）である。中国の政治用語でいえば、「改革開放」の潮流と「4 つの基本原則の堅持」（社会主義の道、人民民主主義独裁、共産党の指導、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の 4 つを堅持すること）の潮流である。具体的にいえば、

①第 1 次“放”の時期（1982 年～85 年）

②第 1 次“収”の時期（1986 年～87 年）

③第 2 次“放”の時期（1987 年～88 年）

④第 2 次“収”の時期（1989 年～現在）

である。

双層経営体制政策も、これらの潮流を背景として展開されている。農家生産量リンク請負制の容認については、党中央内で種々の議論があり、1980 年 9 月時点ではまだ党中央としての意思統一ができていなかったが、農村での実態の進展や導入促進派の人たちの努力によって（この点は後述）、1982 年 1 号文件ではそれを容認することで党中央の意思統一が図られている。この結果、農家生産量リンク請負制に関する議論はこの時点で一応の決着がついたと見られる

(その後議論が再燃するが、その点は後述)。その後、農村問題の主要点は人民公社の解体と郷村制の推進に移行し、1985年2月に人民公社の解体は終了している。農業生産は、農業生産責任制の導入以降、好調を継続していたが、1985年には食糧の供出制度の改革が農民に不利になる内容で行われ、これに災害が加わったことから、同年の食糧生産は大幅に減産し、その後も食糧生産が低迷を続けたため、農家生産量リンク請負制に対する議論を誘発する状況となっていた。他方、政治状況としては、改革開放政策の促進に主体が置かれ、改革開放の高潮ムードが1985年前半まで続いた(1983年10月に精神汚染一掃運動が起きているが、農村は対象外とされている)。しかしながら、同年7月に海南島の輸入自動車横流し事件で関係者が処分されてから、精神文明建設運動が展開され、政治的「引き締め」状況が1987年1月の胡耀邦辞任まで続いた。趙紫陽が総書記(当初は代行)に就任してから、再び改革開放政策に主体が置かれるようになり、同年10月には社会主義初級段階論が提起された。ところが、社会主義初級段階論を誤解し、資本主義や西欧の制度をそのまま中国に生硬に持ち込もうとする考え方や「精神汚染」、さらには「腐敗」も蔓延した。この結果、再度政治的「引き締め」が始動することとなったが、正にその時期に胡耀邦が死亡し、これをきっかけとして「六・四天安門事件」の発生となった。

(2) 党中央の農業政策基本通達における双層経営体制概念の形成過程

上記のような農業政策、政治状況の潮流の変化との関連において、以下、党中央の農業政策基本通達及び農業政策立案責任者の著作における双層経営体制に関する記述の推移を4つの時期に分けて具体的に分析しよう。

1) 1982年～1985年(第1次“放”の時期)

この時期に出された党中央の農業政策基本通達は以下の4件である。

- ① 1982年1号文件
- ② 1983年の党中央1号文件(以下、「1983年1号文件」という)⁽⁸⁾
- ③ 1984年の党中央1号文件(以下、「1984年1号文件」という)⁽⁹⁾
- ④ 1985年の党中央1号文件(以下、「1985年1号文件」という)⁽¹⁰⁾

第1次“放”の時期の1982年1号文件から1985年1号文件には、「双層経営」という言葉は使用されていない。しかし「双層経営」と事実上同一の内容を有する言葉が使われている。すなわち1982年1号文件では、「集団の統一経営」・「集団の統一計画」・「集団の土地所有権」と「労働者の自主経営」・「農家の経営権」が使われ⁽¹¹⁾、1983年1号文件と1984年1号文件では、「統一経営」と「分散経営」が使われている⁽¹²⁾。1985年1号文件では、「農家の家庭経営は長期間不変とする」という語句が使われているが⁽¹³⁾、この語句の使用は、「双層経営」に言及したと解釈すべきと考える。「農家の家庭経営」すなわち、独立した経済主体としての「農家経営」という受け手がなければ、請負関係に基盤をおく双層経営体制はそもそも成り立ちえないからである。また双層経営の本質的内容である請負の出し手に関する言及情況についてみれば、1982年1号文件では、生産大隊、生産隊が請負の出し手とされ⁽¹⁴⁾、1983年1号文件では、「社隊」という言葉で生産大隊、生産隊が請負の出し手とされるとともに、政社分離した人民公社の生産大隊、生産隊については、新しい管理組織としての地区合作経済組織が想定されている⁽¹⁵⁾。1984年1号文件では、政社分離後の生産大隊・生産隊においては、地区合作経済組織が想定されている。ただし、生産大隊の政社分離後の「政」の部分の承継者である村民委員会が地区合作経済組織の機能を代替すること、すなわち、村民委員会の2枚看板〔兩塊牌子、一套人馬〕も認められている⁽¹⁶⁾。1985年1号文件以降の党中央の農業政策基本通達は、地区合作経済組織が契約の出し手であるという考え方で一貫している。また、村民委員会が地区合作経済組織の機能を代替すること、すなわち、村民委員会の2枚看板については、1987年5号文件で再度容認されており⁽¹⁷⁾、その後はこれを否定する党中央の農業政策基本通達は出されていないこと、実態的にもこの2枚看板が多いことからみて（この点は後述する）、この2枚看板に対する党中央の容認は続いていると考えるべきであろう。

つぎに、政策立案責任者の著作における双層経営に関する記述の推移をみよう。ここで考察の対象とするのは、杜潤生の著作である。以下のような経歴を持つ杜潤生の著作を検討することは、党中央の双層経営に対する思想の変化を

把握するうえで現時点では最善の方法と考えられるからである。

杜潤生は、1979年～82年に国家農業委員会副主任を担当した後、行政改革による国家農業委員会の解体にともなって、新設された国务院農村發展研究センターの主任に就任するとともに、党中央書記処農村政策研究室主任も兼務し、1989年の「六・四天安門事件」によってこれら2つの機関が廃止されるまで、これら2つの主任の地位にあった⁽¹⁸⁾。この間、党中央の農業政策の立案責任者として、農業生産責任制と双層経営体制に関する政策の立案・推進を実質的に指導している。

杜潤生が1980年9月に発表した農家経営請負制〔包干到戸〕（農家経営請負制は農家生産量リンク請負制の1形態である…白石）の実施の可否に関する著作⁽¹⁹⁾では、双層経営という言葉は用いられていない。しかし既に「統一経営」と「分散経営」という言葉を使っている。既述のようにこれらは双層経営体制を構成する2つの要素であり、この2つの要素が明確に意識されていれば、双層経営体制の概念は既に形成されたといってよいであろう。後はこの2つの要素を一括して表現する言葉を探す作業が残るだけである。

杜潤生は、この著作の中で、農家経営請負制の実施を可とする立場から、農家経営請負制の実施の容認は個別経営への移行であり、社会主義を逸脱するものであるとする反対派を説得するために、農家経営責任制は、公有制の農地で「分散経営」を実施するものであり、他方、集団組織（この時点の集団組織は具体的には生産大隊、生産隊である…白石）の「統一経営」は引き続き堅持されるものであるとの、農家経営責任制は社会主義を逸脱するものではないとの論理を展開している。この杜潤生の論理は、土地（農地）の公有制と労働に応じた分配制度〔按勞分配〕が堅持されれば、社会主義の根幹は維持されるという考え方から発出しているものである⁽²⁰⁾。杜潤生の考え方によれば、農地の公有制の堅持は、「統一経営」の継続によって担保され、労働に応じた分配制度は、農家生産量リンク請負制も含めた農業生産責任制の体现である「分散経営」によって担保されるということになる。

杜潤生の土地（農地）の公有制と労働に応じた分配制度〔按勞分配〕が堅持

されれば社会主義の根幹は維持されるという考え方は、党中央の認識でもありと考えられる。党中央の農業政策立案責任者であった杜潤生のこのような認識が述べられている著作が公刊され、その後も同書が評価されていることは、杜潤生の認識が中央の認知を受けていると考えられるからである。そして、農地の集団所有制さえ堅持されれば社会主義の根幹は守られるという党中央の認識は、逆に農地の私有化は党中央としては絶対に受け入れられない考え方であることを明白に表明しているものである。

杜潤生の著作に双層経営という言葉が最初に現れるのは、1984年3月である。杜潤生は、1984年3月の外国人記者とのインタビュー結果を整理した著作⁽²¹⁾の中で始めて「双層経営」という言葉を使っているが、杜潤生は、この著作で双層経営に関して、農家生産量リンク請負制は集団の統一経営と農家の分散経営とを結合させたものであり、我々はこれを双層経営体制〔双層経営制〕と呼んでいる旨述べている。現在使われている「双層経営体制」とは1字の差があるが、記述の内容からすれば、両者の差はない。このことから、農業政策の立案責任者の段階においては、この時点で「双層経営体制」という名称が既に付与されていたことが指摘できる。なお、同年12月に発表された別の著作⁽²²⁾では、杜潤生は「両層経営」という言葉を使っているが、内容的には全く同一である。中国語の「双層経営体制」という用語が固まるのは、1986年1号文件が通達されてからである⁽²³⁾。杜潤生〔58〕は、1986年11月に発表した著作⁽²⁴⁾では、再び「双層経営」という言葉を使っている。

双層経営体制という用語が正式に使われるのは、後述するように1986年1号文件からであるが、政策立案責任者である杜潤生は、既述のように既に1980年9月に「統一経営」と「分散経営」という言葉を使っている。したがって双層経営体制という名称はまだ与えられていないが、その概念は既にこの時期に形成されたとみるべきであろう。この時期は、「統一経営部門」の担い手である生産大隊、生産隊が健在であり、特定の名称を与えなくともそれほどの支障は無く、また、この時期は、人民公社の取扱について議論されていた時期でもあるので、新たな名称を与えることは、むしろ新たな混乱を生ずることが懸念

されたと考えられる。

杜潤生は、その著作で双層経営という言葉を使う以前は、党中央の農業政策基本通達の「統一経営と分散経営が相結合した」という表現と同趣旨の表現を使っている。例えば、「統一と分散が相結合した経営方式」という書き方である⁽²⁵⁾。杜潤生の場合は1984年3月の時点ではまだ揺れてはいるものの、問題は、「統一経営」と「分散経営」から構成される経営体制に対して、なぜこの時期に新たに名称を付与するようになったかである。この時期は、他方では政社分離が活発に推進されていた時期である。すなわち、1983年10月に政社分離通達が出され、1984年の年末までに、政社分離・郷政府設立を完了することが求められていたのである。したがって、この時期は、政社分離の進展によって、これまでの人民公社制度を中心とする農村秩序の枠組みが崩壊していくのを目の当たりにするとともに、そうした中で新たな農村秩序が模索されていた時期でもあったわけである。このことを本稿の課題に即していえば、農家生産量リンク請負制が、これまでは生産大隊または生産隊と農家との関係であったものが、地区合作経済組織またはその機能を代行する村民委員会若しくは村民小組（以下、「地区合作経済組織等」という）と農家との関係になったのである。「政社合一」の生産大隊、生産隊と「政社分離」の地区合作経済組織等との間では、農民に対する統制力には格段の差があり、また、農家もこの点は十分承知していることである。さらに「統」と「分」の関係では、「分」が過大に強調され、「統」が著しく弱められるという弊害も生じていた。この結果、これまでのような「統一経営」と「分散経営」の相結合した農業経営方式という漠然とした呼び方では対応できなくなり、地区合作経済組織等と農家群とを一体として捉える視点とそれに裏打ちされた政策的対応が必要になった。簡単にいえば、「政社分離」によって失われた威光と過少になりすぎた「統」の部分を何らかの方法によって補填する必要が生じたのである。地区合作経済組織等と農家群とを一体として捉える双層経営体制という名称が、農家生産量リンク請負制に対する別の観点からみた名称として、この時期に与えられたのはこのためである。なお、名称としては、当初「双層経営」と「両層経営」の2つが

あり、結果的には「双層経営」に落ち着いている⁽²⁶⁾。

2) 1986年～1987年（第1次“収”の時期）

この時期の党中央の農業政策基本通達は以下の2件である。

⑤ 1986年の党中央1号文件（以下、「1986年1号文件」という）⁽²⁷⁾

⑥ 1987年の党中央5号文件（以下、「1987年5号文件」という）⁽²⁸⁾

「双層経営」という言葉は、1986年1号文件に初めて使用されている⁽²⁹⁾。1987年5号文件でも続いて用いられている⁽³⁰⁾。なお、「統一経営」と「分散経営」の順序関係が、1987年5号文件では逆転して「分散経営」が「統一経営」の前に来るという変化をみせている⁽³¹⁾。

「双層経営」という言葉が「第1次“収”の時期」の党中央の農業政策基本通達に初めて用いられた理由を、食糧生産の減産問題や政治状況から分析してみると、次のように考えられる。

もともと農業生産責任制の導入、特に農家生産量リンク請負制の導入については、個別経営化であり、社会主義の根幹を崩すものだとする反対論が共産党内にあり、これに対して、杜潤生などの導入推進派は、既にみたように農家生産量リンク請負制を実施しても農地の公有制は堅持されるので、社会主義の根幹は維持されるとするとともに、農家生産量リンク請負制の導入によって食糧など農業生産の大幅な増大が確保されるという弁明によって、導入反対派を説得したと思われる⁽³²⁾。要するに、双層経営体制概念を党内クリアの道具に使ったわけである。しかしながら、外部、特に農民に対して双層経営体制概念を表明することは、集団農業制度への復帰と受け取られ、農業生産責任制の推進が阻害されるとともに、農民の積極性が失われることが懸念される。このため、公表される農業政策基本通達には双層経営体制概念は伏せられることとなったと思われる。ただし、導入推進派としても、個別経営へのなし崩し的移行を容認するものではなく、農業生産体制の改革は農家生産量リンク請負制、即ち統一経営と分散経営の重層的併存までが限度と考えており、その「本音」の部分は、農業政策基本通達には明確に書いておくという考え方を取っていたと思われる。その現れが、1982年から1984年の各1号文件に双層経営体制の構成要

素である統一経営と分散経営に関する規定がその内容には差はあるものの等しく盛り込まれていることである。一方、農家生産量リンク請負制の現実の展開は、これを個別経営への移行と捉えたり、または、分散経営を過度に強調する風潮の方が強くなっていた。このことは、杜潤生の直属の部下であった張雲千[52]が1984年1月に学術誌で、統一経営の必要性を論じていることに示されている⁽³³⁾。また、この事実、杜潤生などの導入促進派が農民の積極性の喚起、すなわち、分散経営の方により重点を置いていた従来の立場を統一経営をより重視する立場へシフトさせていることの現れと考えられる。しかしながら、この間、農業生産は順調に増大しており、増産という成果が問題を表面化させなかった。

以上が1982年1号文件から1985年1号文件までの情況である。しかし、1985年以降、情況は急激に変化する。すなわち、それまで順調に増大を続けてきた食糧生産が1985年に大幅に減産し(1984年の4億731万トンが3億7911万トンへと6.9%減少している)、以後は食糧生産が低迷を続ける情況となったことである。この結果、食糧生産の減少を農業生産責任制の導入の結果だとする議論や農業生産責任制の増産効果は既に限界となったとする議論が台頭し⁽³⁴⁾、農業生産責任制の導入反対派などからの反撃が強まった。これに対して杜潤生などの導入促進派は、農業生産責任制を後退させることはできないとしつつも、現状では分散経営が過度に強調され、このまま推移すれば、農地の公有制の維持にも問題が生じることを懸念し、統一経営部門強化の政策を前面に打ち出すことでこの問題を決着させたと思われる。この時期の農村情況は、人民公社の解体は終了したものの、生産大隊や生産隊の経済部門に代わるべき新たな経済組織の確立が十分ではなく、このため、双層経営体制の統一経営部門の確立を真剣に推進しなければならない情況となっていたからである。導入促進派の統一経営部門重視への態度変更は、この時点では既定のものであったとみておくべきであろう。また、この時期は、政治的には、社会主義精神文明建設運動やブルジョワ自由化反対運動などが行われている。いわゆる、「放」の潮流から「収」の潮流への転換である。このような政治的情況の変化も、この抗争に影

響を与えているものと思われる。この結果、1986年の1号文件では、双層経営という言葉が党中央の農業政策基本通達に初めて登場することとなった。

食糧生産の大幅な減少がいわば一種の政争に使われていることが注目されるが、ここでは指摘だけに止める。

双層経営体制概念が党中央の農政基本政策通達に初めて公式に明示された時期はいつか、という問題に関して、これまでは1983年1号文件からとする説が有力であった。例えば、『現代中国経済大事典』[61]は、「1983年の1号文件が統一経営と分散経営の相結合した双層経営体制を概括し、(…中略…)ここから“統分結合、双層経営”が我が国の農業経営の制度として確定された」としている⁽³⁵⁾。また、小林[2]は「この方針(双層経営体制を指す…白石)を初めて提起したのは「1983年1号文件」であると思われる」⁽³⁶⁾としている。しかしながら、これらの説は、1982年1号文件の「労働者の自主経営」・「農家の経営権」という文言が、その実質は「分散経営」と同一であることを見落としている。このため、1983年1号文件からとしていると思われる。1982年1号文件の「労働者の自主経営」・「農家の経営権」に関する規定を詳細に読めば、「労働者の自主経営」・「農家の経営権」と「分散経営」が同一であることは明白である。したがって、双層経営体制概念の明示は1982年1号文件からとみるべきであろう。

1986年1号文件は、「双層経営体制をさらに完璧化させなければならない」と規定しており、既に双層経営体制が設立されていることを前提とした書き方となっているが、これは、党中央の農業基本政策の政策立案責任者たちが、既に双層経営体制は設立されているという認識を持っていたためである。したがって、双層経営体制は1986年1号文件以前に既に設立されていたとみるべきことに疑問の余地はない。

では双層経営体制の設立時期は1986年以前のいつの時点とすべきであろうか。上記でみたように、双層経営体制概念は1982年1号文件では既に明示されており、そして、同文件では、農家生産量リンク請負制の実施に関して、双層経営体制を構成する2つの要素、すなわち、「集団の統一経営」と「農家の分

散経営」という概念を用いて、農家生産量リンク請負制を的確に推進することを農家に求めている。このことは何を意味するのか。それは農家生産量リンク請負制と双層経営体制は同じものであることを意味しているのである。同じものだからこそ、同一の概念で説明できるのである。正に農家生産量リンク請負制を別の観点からみているのである。ただし、当時の当事者がこのことを明白に意識していたか否かは疑問である。

農家生産量リンク請負制と双層経営体制が同じものであることが了解できれば、双層経営体制の設立の時期に関する答は簡単に出てくる。すなわち、農家生産量リンク請負制が開始された時が、双層経営体制が設立された時である。このように双層経営体制は、農家生産量リンク請負制の実施によって設立されるものである。双層経営体制の設立の時期は、各生産大隊、生産隊、地区合作経済組織によって異なることとなる。農家生産量リンク請負制の実施時期は、各生産大隊、生産隊、地区合作経済組織のそれぞれの事情によって異なるからである。ただし、末端で実際に農家生産量リンク請負制を実施した各生産大隊、生産隊、地区合作経済組織が双層経営体制を開始したことを意識していたか否かについては、それらの全てが意識していなかったといっても過言ではないと思われる。なぜなら、農家生産量リンク請負制を別の観点からみて、それを双層経営体制であると呼び始めたのは、党中央の農業政策の政策立案者たちと一部の研究者であるからである。

1で、双層経営体制は、農家生産量リンク請負制を経営主体の観点から捉え直したものに過ぎないと仮に定義したが、ここにおいて、正式の定義とすることができたといえよう。

3) 1987年～1988年(第2次“放”の時期)

この時期の党中央の農業政策基本通達は以下の1件である。

- ⑦ 1988年11月の「中共中央、國務院の明年の農業の豊作を勝ち取ることに
 ついての決定」(以下、「88年豊作通達」という)⁽³⁷⁾

「双層経営」という言葉は、「第2次“放”の時期」の88年豊作通達では姿を消している。その理由として次の2点が考えられる。

第1は、この通達が食糧生産の回復を主眼にしているため、農民の積極性を損なうことが懸念される双層経営という言葉は表面に出さない方がよいと考えられたことである。1987年5号文件が指摘しているように、双層経営体制の完璧化という文言を抛り所として請負農地を農家から取り上げることが末端では生じるからである⁽³⁸⁾。請負農地を取り上げられることほど農家の積極性を損なわせることはないのである。

第2は、杜潤生などの導入推進派よりもさらに「右」寄りの立場の「改革早急派」と呼ぶべきグループが主導をしてこの通達が書かれたと推測されることである。「改革早急派」には、双層経営体制を否定し、農地の私有制を主張する者、例えば、李慶曾等〔65〕⁽³⁹⁾ またはその主張に共鳴する者が存在していたと推測されることからすれば、第2の可能性の方が強いと思われる。このように推論するのは、この時期は社会主義初級段階論が打ち出された結果、資本主義制度や市場経済原理をそのまま中国へ導入しようとする思想的風潮が強かったからである。1987年5号文件の統一経営と分散経営の記載順序の問題も、同様な事情であったと思われる。

4) 1989年～現在（第2次“収”の時期）

この時期の党中央の農業政策基本通達は以下の2件である⁽⁴⁰⁾。

⑧ 1990年12月の「中共中央、国務院の1991年の農業と農村工作に関する通知」（以下、「91年工作通達」という）⁽⁴¹⁾

⑨ 1991年12月の「中共中央の農業と農村工作を更に強化することについての決定」（以下、「13期8中全会決定」という）⁽⁴²⁾

「双層経営」という言葉は「第2次“収”の時期」の1990年の91年農村工作通達で再度復活し⁽⁴³⁾、13期8中全会決定でも引き続き使われている⁽⁴⁴⁾。

1990年の91年農村工作通達で再度復活した理由は何か。

これは、「六・四天安門事件」の結果、「改革早急派」が排除されるとともに、世界的な社会主義政権の凋落という情況のなかで、中国共産党の危機意識が高まり、農業・農村の安定のためには双層経営体制の完璧化の推進が必要であるということで、党内の思想が統一されている結果と思われる。このことは、

「改革早急派」であったと目されている陳錫文〔55〕が、現在では、「土地の集団所有制は、結局既に確立されており、このことは、我々が農村改革の深化を考える場合の基本的立脚点の一つである」と述べていることにも示されているといえよう⁽⁴⁵⁾。

以上のように双層経営については、この考え方が政治的意味合いをかなり強く持たされやすいものであるため、双層経営という言葉自体が隠されたり、その構成要素である統一経営と分散経営も、情勢に応じていずれか一方が意識的に強調されるという経過を経てきている。このような状況では、双層経営に対する認識の不一致や誤解が生じるのもある意味では当然ともいえよう⁽⁴⁶⁾。

なお、党中央の農業政策基本通達における双層経営体制関連記述については〔参考資料1〕を参照されたい。

（3）小 括

以上の分析を通じて以下のことが確認された。

第1は、双層経営体制概念の形成時期である。双層経営体制という用語が正式に使われるのは、1986年1号文件からであるが、農業政策立案責任者である杜潤生は、既に1980年9月に「統一経営」と「分散経営」という言葉を使っている。双層経営体制という名称はこの時点ではまだ与えられていないが、その概念は既にこの時期に形成されたとみるべきであろう。

第2は双層経営体制概念の明示時期である。これまでは1983年1号文件からとする説が有力であったが、1982年1号文件の「労働者の自主経営」・「農家の経営権」に関する規定からすれば、双層経営体制概念の明示は1982年1号文件からとみるべきであろう。

第3は双層経営体制の設立の時期である。双層経営体制は農家生産量リンク請負制を別の角度からみたものに過ぎないことから、双層経営体制の設立の時期は、農家生産量リンク請負制が開始された時期とみるべきであろう。

第4は双層経営体制という名称の付与の時期である。名称の付与が必要となったのは、「政社分離」によって失われた地区経済合作組織の威光と過少にな

りすぎた「統」の部分を何らかの方法によって補填する必要が生じたからである。杜潤生が双層経営体制〔双層経営制〕という名称を初めて付与したのは1984年3月である⁽⁴⁷⁾。

第5は、農地の集団所有制（公有制）が堅持されさえすれば、社会主義の根幹は守られるというのが党中央の認識であると考えられることである。そして農地の集団所有制を堅持するための方途として双層経営体制が位置づけられるとともに農地の集団所有制の主体は地区合作経済組織が想定されていることである。

注(1) 中共中央〔31, 409～411頁〕。

(2) 中共中央〔33, 1～6頁〕。

(3) 中共中央〔42, 41～43頁〕。

(4) 中共中央〔43, 766～795頁〕。

なお、農村経済体制改革は、その第1段階（1978年～1984年）で顕著な成果を挙げたものの、第2段階（1985年～現在）では数多くの困難に直面しており、進展は遅々たるものとなっている。その原因は、第1段階の改革は、農業・農村内部でほぼ決着させることができる範囲または性格の改革であったため、比較的円滑に進展させることができたが、第2段階の改革は、例えば、農産物の流通体制改革のように、農業・農村以外の外部環境との複雑な利害の調整を要するものが主体となっているためである（国務院農村発展研究中心二組〔19, 135頁〕）。

(5) 『人民日報』1985年6月5日。

(6) 鄧小平〔59, 295頁〕。

(7) 中共中央〔32, 1152～1169頁〕。

(8) 中共中央〔34, 19～26頁〕。

(9) 中共中央〔35, 27～33頁〕。

(10) 中共中央〔36, 34～38頁〕。

(11) 中共中央〔33, 1頁〕。

(12) 中共中央〔34, 19頁〕。中共中央〔35, 28～30頁〕。

(13) 中共中央〔36, 37頁〕。

(14) 中共中央〔33, 5頁〕。

(15) 中共中央〔34, 22頁〕。

(16) 中共中央〔35, 28頁〕。

(17) 中共中央〔38, 1233頁〕。

(18) 矢吹晋〔4, 16～17頁〕。

(19) 杜潤生「関于農業生産責任制」(杜〔57, 4頁〕)。

- 20) 杜潤生「在全国農村思想政治工作会议上的講話」(杜〔57, 107頁〕)。
- 21) 杜潤生「就我国農村經濟政策答中外記者問」(杜〔57, 215頁〕)。
- 22) 杜潤生「關於發展農村商品經濟的几个社会目標」(杜〔57, 282頁〕)。
- 23) 1985年後半には農業政策立案担当者の間では双層經營という言葉が定着している
情況は、中共中央書記処〔44〕で確認することができる。
- 24) 杜〔58, 12頁〕。
- 25) 杜〔57, 167頁〕。
- 26) 「双」も「兩」もこれらの場合は「2つ」の意味であるが、「双」の方が「兩」よりも「対をなす」「2つで1セット」という意味が強く表現できるようである(呂叔湘〔7, 368頁〕)。
- 27) 中共中央〔37, 39～43頁〕。
- 28) 中共中央政治局〔38, 1227～1242頁〕。
- 29) 中共中央〔37, 42頁〕。
- 30) 中共中央〔38, 1233頁〕。
- 31) 中共中央〔38, 1233頁〕。
- 32) 農業生産責任制の導入時の意見対立の情況は、吳思等〔15〕に詳しい。
- 33) 張雲千「試論統分結合」(張雲千〔52, 18～21頁〕)。
- 34) 余国耀は、「食糧生産の4年間の低迷が農家生産量リンク請負制の限界を示したものと
して、“合大幫”(人民公社制度へ戻すこと)することが必要だとする主張があった」としている(余〔64〕)。
- 35) 馬洪等〔61, 1502頁〕。
- 36) 小林〔2, 34頁〕。
- 37) 中共中央〔39, 547～548頁〕。
- 38) 中共中央〔38, 1233頁〕。
- 39) 李慶曾等〔65, 64頁〕。
- 40) 1993年10月に「中央農村工作会议」が開催され、「当面の農業と農村經濟に関する
若干の政策措置」が策定されているが(『人民日報』1993年10月18日, 同22日),
本校の執筆時点では未発表である。
- 41) 中共中央〔40, 2～4頁〕。
- 42) 中共中央〔41, 2～9頁〕。
- 43) 中共中央〔40, 2頁〕。
- 44) 中共中央〔41, 2頁〕。
- 45) 陳錫文〔55, 4頁〕。
- 46) 双層經營体制に対する誤解の例としては、李鵬総理の例を挙げることができる。李
鵬首相は、1989年12月の國務院が招集した「全国農業總合開發經驗交流会」で、「農
家生産量リンク請負責任制のみに依拠しては、農業を一段高いレベルに引き上げ
ることはできない。現在、条件の整っている地域で双層經營体制を実施することは、

やってもよいことだ〔是可行的〕と発言している（『人民日報』1989年12月3日）。この発言は、請負制を実施している地区経済合作組織が双層経営をこれから始めるという理解である。1でみたように、農家生産量リンク請負制を実施している地区合作経済組織は既に双層経営を実施しているのである。この発言は、双層経営体制の存立と双層経営体制の完璧化の問題を取り違えているためである。また、1990年4月には、記者会見の席上で、「農家一戸一戸では上手くできないものがある。例えば、水利、電力供給、種苗確保等である。これらの問題は、服務体系の確立を通じて解決することが必要である。このような服務体系を「双層経営」体制という。これは、農村改革の深化である」旨述べている（『人民日報』1990年4月5日）。この発言も、基本的には前者と同じような認識に基づく誤解であるが、「このような服務体系を「双層経営」体制という」という発言は、発言原稿の読み間違いか、単なる記憶違いであろう。

- (47) 双層経営体制の2つの構成要素である統一経営と分散経営を一括して表現するという作業は、研究者の中でも行われていた。その事例としては、林子力〔66〕が1983年9月に出版した著作の中で、「両層経営」という言葉を使っているのを挙げるができる（林子力〔66, 75頁〕）。

3. 双層経営体制の実態

本章では、主として1991年上半期に党中央政策研究室・農業部農村固定観察点辦公室が、全国29の省・自治区・市に分布する300弱の村に対して行った公式の調査結果（有効回答は274村であり、これは全村数の約0.04%に相当する。以下「91年調査」という）に基づいて、双層経営体制の実態を概観する⁽¹⁾。

（1）人民公社解体後の末端党政組織と集団经济管理組織の現状

まず、人民公社解体後の農村の党政組織と集団经济管理組織の現状を概観する。

1) 農村の党政組織の現状

周知のように「政社合一」が特徴であった人民公社制度は、1983年10月の政社分離通達によって「政社分離」が進められた結果、現在の農村の政治、行政機構は次のようになっている。人民公社時代の組織と対応させるために、人

民公社解体後、変更された組織については従前の組織と「↑」印で対応させておく。なお、ここで注意すべきことは、中国共産党の組織は変更されていないことである。

〔党組織〕

県党委→郷（鎮）党委→村党支部→党支部小組

〔行政組織〕

県政府→郷（鎮）政府→村民委員会→村民小組

〔人民公社時代〕 ↑ ↑ ↑

県政府→人民公社→生産大隊→生産隊

また、全国平均の1郷（鎮）、1村民委員会の平均規模（1991年）は、次のようである。なお、人民公社及び生産大隊の数値は、1982年の数値である。

	戸数	総人口
1郷（鎮）（＝14.5村民委員会）	4063戸	1万6298人
〔1人民公社（＝13.2生産大隊）	3362戸	1万5234人〕
1村民委員会	281戸	1126人
〔1生産大隊	255戸	1154人〕

2) 集団経済管理組織の現状

上記1)は、「政社合一」の「政」の部分についてみたものであるが、次に「政社合一」の「社」の部分（合作経済組織）の変化についてみてみよう。人民公社が解体された際の「社」の部分、中でも生産大隊、生産隊の「社」の部分がどうなったのかを明確に理解しておくことが必要である。というのは、これらの「社」の部分が、現在では双層経営の実施主体になっているものが多いからである。既にみたように、生産大隊、生産隊も、「政社分離」以前は「政社合一」であった。したがって、政社分離によって、「政」の部分（この「政」の部分は後に村民委員会、村民小組となる）が分離されたと考えるなら、経済実体としての「社」の部分が残っているはずである。残されたこの「社」の部分が、本稿でいう「集団経済管理組織」であり、この「集団経済管理組織」が実体化されたものが「地区合作経済組織」である。この「地区合作経済組織」に

は、旧人民公社の区域を地区とするもの、旧生産大隊を地区とするもの、旧生産隊を地区とするものがある。ただし、「政社分離」の際、人民公社、生産大隊、生産隊が分割・集合している場合は、分割・集合後の新たな区域を地区とする地区合作経済組織となる。また、実体化されていない「集団经济管理組織」も当然存在している。

以上のことを念頭に置いて、双層経営体制の一方の実施主体である旧生産大隊レベルと旧生産隊レベルの集団经济管理組織の実体化の現状をみてみよう。農家生産量リンク請負制の導入が、末端では、建前上は別としても、意識的には集団農業の個別農業への分解・移行として基層幹部や農民に捉えられていた地域が多かったため、旧生産大隊や旧生産隊の財産も、公有制になっている農地などのほかは、ほとんどを農民に分割してしまう地域が多かった。この結果、政社分離後の村（旧生産大隊）レベル以下の集団经济管理組織は、農業合作社、経済聯合社等の名前を冠して、一応は体制の整備が試みられたものの、すなわち、地区合作経済組織への実体化が試みられたものの、時代の変化に対して何をなすべきかが分からず、また、社員のための事業を計画しても、その実施のための経済的基盤が無くなってしまっているところが多かったのが実態である。張雲千〔53〕は、これらの村レベル以下の集団经济管理組織のその後の情況について、「これらの地区合作経済組織の管理機構の多くは、その後の改革開放政策の進展の中で、自然と解体してしまい、甚だしい場合は、地区経済合作組織という觀念さえ希薄化したり、消滅してしまっている地域もある。最近になって、農業生産からの必要性や農民からの要求によって、再び地区合作経済組織の看板を掲げるところが増えているが、その実質的内容には、各組織によって大きな隔絶があり、形だけのものも多いというのが実態である」としている⁽²⁾。旧生産大隊と旧生産隊レベルとの実体化を比較すると、旧生産隊レベルの集団经济管理組織の地区合作経済組織への実体化の方がさらに一段と遅れているのが一般的である。

1989 年末の集団经济管理組織の地区合作経済組織への実体化の情況、すなわち、地区合作経済組織の組織情況についてみると、全国 27 の省市区（内

蒙古、新疆、チベットは除く)の合計で、165.3万(前年比48.6万の増、41.6%の増)となっている。その内訳は、①もとの生産隊または生産隊連合〔聯隊〕を設置単位とするものが、123.7万(関係するもとの生産隊総数は138.7万)、②村またはもとの生産大隊を設置単位とするものが、38万(関係するもとの生産隊数は244.1万)となっている。以上、①と②の合作経済組織の設置に関係するもとの生産隊数の合計は、382.8万となっており、これは、もとの生産隊総数の78.2%に相当している⁽³⁾。しかしながら、組織の実態といえ、それらのほとんどが、村民委員会または村民小組との2枚看板である。ただし、党中央は、このような2枚看板も各地の実情によっては止むを得ないものと認めている⁽⁴⁾。新たに設置された地区合作経済組織の名称としては、農業生産合作社、農業生産聯合社、經濟合作社、經濟合作聯合社、農工商聯合社、農工商聯合公司、生産隊、生産大隊等の名称が付けられている。なお、郷鎮段階の地区合作経済組織の設置情況についてみておくと、1989年末で、全国の40%の郷鎮が郷鎮級の合作経済組織を設置しているとされているが、これを裏返せば、60%の郷鎮は、地区合作経済組織を設置していないことになる⁽⁵⁾。

(2) 双層経営体制の実施主体

まず、双層経営体制の実施情況をみてみよう。1991年の統計では、農家生産量リンク請負制を実施している村または村民小組は、全体の98.2%に達している⁽⁶⁾。前述のように農家生産量リンク請負制を実施していることが双層経営体制を実施していることであるので、双層経営体制は、全国の98.2%の村または村民小組で実施されていることになる。

他方、1991年の統計で農家生産量リンク請負制を実施していない村または村民小組は、全国の村または村民小組の1.8%となっており⁽⁷⁾、これらの村または村民小組では双層経営体制は実施されていないことになる。なお、これらの村または村民小組では、人民公社時代と同様に集団農業、すなわち、村または村民小組による直営農業が行われている。これらの村または村民小組は、人民公社時代から集団農業が良好に行われており、農業生産責任制を導入する必

要がなかったところが多い⁽⁸⁾。

次に双層経営体制の実施主体の実態を91年調査の結果からみてみよう。91年調査では、274の調査村のうち農家生産量リンク請負制が実施されているのは268村である。このうち、請負契約の出し手が地区合作経済組織である村は61(22.8%)、村民委員会または村民小組とである村は196(73.1%)、村党支部である村は8(3.0%)、不明・その他が3(1.1%)となっている⁽⁹⁾。双層経営の一方の実施主体である統一経営部門は、双層経営体制の概念からすれば、農地などの所有権を持っている村または村民小組レベルの集団经济管理組織が実体化された地区合作経済組織でなければならない。この調査結果は、本来農家生産量リンク請負契約の契約当事者となるべき村または村民小組レベルの地区合作経済組織が実際に契約当事者になっているのは、全体の22.8%に過ぎず、残りの77.1%(不明・その他の1.1%を除く)の契約では、本来契約当事者ではない村民委員会、村民小組または村党支部が契約当事者となっていることを示している。既にみたように、旧生産隊レベルでは、その78.2%が地区合作経済組織を設置している。しかしながら、実際に農家生産量リンク請負契約の契約当事者となっているのは22.8%に過ぎない。このような状況となっている原因は、村または村民小組レベルの地区合作経済組織は設置はされてはいるものの、実際にはそれらの大部分が弱体であることによるほか、前述のような村民委員会レベルにおいては、「政社分離」を行わなくてもよいとする、すなわち、「2枚看板」でもよいとする党中央の指導方針も与っているものと思われる。以上を総じてみれば、統一経営部門の実態は、「政社合一」の事例が大部分であるということである。

(3) 双層経営の実態

双層経営の実態については、3点を検討する。第1点は、地区合作経済組織が農家生産量リンク請負契約の相手方である農家に対して行う農業生産に必要な各種のサービス(生産服務)の提供状況である。この問題は、双層経営体制に関する議論の中で最も問題とされるものである。第2点は、これらのサービ

スを行うための経済的基盤となる地区合作経済組織の資産状況である。第3点は、農家経済に占める農家生産量リンク請負制から得られる収入の割合である。これは、双層経営体制に対する農家の依存度をみるためである。

1) 地区合作経済組織のサービス提供状況

91年調査によれば、9項目のサービスについての地区合作経済組織等の請負農家への提供状況は、第1表のように推移している。なお、第1表は、管内の地区合作経済組織等が請負農家へのサービスを提供した村数の全調査村数に対する比率である。

第1表 農業生産に必要なサービスの実施状況
(単位：%)

	1984年	1990年	増 減
優良種苗の手配	69.9	85.0	+15.1
機械耕作	50.2	52.8	+ 2.6
灌漑排水	78.0	79.4	+ 1.4
病虫害防除	68.5	76.2	+ 7.7
脱穀	49.1	49.8	+ 0.7
農産物販売	55.0	60.9	+ 5.9
化学肥料の手配	68.1	78.0	+ 9.9
農業技術普及	67.8	86.5	+18.7
農地基盤整備	79.8	92.3	+12.5
上記の平均	65.1	73.4	+ 8.3

出所：中共中央政策研究室〔45, 38頁〕。

第1表は、農業生産に必要なサービスを提供した地区合作経済組織等を管内に持つ村は、1984年の65.1%から1990年に73.4%に増大したことを示している。逆にいえば、1990年においてもまだ26.6%の村では地区合作経済組織等がこれらのサービスを提供していないということである。9項目のサービスの実施率には各項目間で格差はあるものの、各サービスともその実施率は向上している。

上記のサービスの実施状況は、サービスを提供した地区合作経済組織等を持つ村の数からのアプローチであり、これらのサービスの提供状況を正確に把握

できているとはいいい難い面もある。そこで、次にこれらのサービスの受け手である農家の側からこれらのサービスの提供状況をみてみよう。第2表は、農家が提供を受けたこれらのサービスの量の推移である。

第2表 農業経営に必要なサービスの受取情況

(1 農家当たり)

	1986年	1990年	90年/86年
機械耕作 (畝)	1.83	2.5	136.6%
灌漑排水 (畝)	3.1	3.2	103.2%
病虫害防除 (畝)	4.2	4.2	109.5%
家畜防疫 (頭)	11	16	145.5%
種子の手配 (kg)	14	18	128.6%
化学肥料の手配 (kg)	130	160	123.1%

出所：郭 [11, 164頁]。

注。「畝」は面積の単位で、1畝=1/15²。

第2表も、地区合作経済組織等が農家に提供したサービスの量が、1990年には1986年より各サービスとも増大していることを示している。

以上の2つの観点からの数値の検討によって、地区合作経済組織等が提供している農業生産に必要な各種のサービスは確実に増大しているといえよう。

2) 地区合作経済組織等の資産情況

91年調査の結果から、地区合作経済組織等の生産性固定資産額の推移情況をとりまとめると、第3表のようになる。

地区合作経済組織等の平均生産性固定資産額は、改革実施前（この時点では、生産大隊または生産隊の所有である）の31.0万元から、1984年には22.0万元に減少しているが、これは農家生産量リンク請負制の普及にともなって、「統一経営」よりも「分散経営」を重視する観点から、集団所有制の財産（地区合作経済組織等の所有財産）を農家へ委譲することが奨励された結果である。農家生産量リンク請負制の一つの形態である農家経営請負制は、1982年には全生産隊の67.0%で実施され、1983年には全生産隊の97.8%にまで拡大されており⁽¹⁰⁾、この時点で農家生産量リンク請負制の普及はほぼ終了したと考えられる。したがって集団所有制の財産を農家へ委譲することも、ほぼこの時点で

第3表 地区合作経済組織の生産性固定資産額 (平均)

(単位: 万円)

	改革実施前	1984年	1990年
合計額	31.0 (100.0)	22.0 (100.0)	62.4 (100.0)
役畜等家畜	5.4 (17.5)	0.8 (3.6)	0.6 (1.0)
大中型農具	2.3 (7.4)	0.8 (3.6)	0.8 (1.3)
農業用機械	5.2 (16.7)	2.8 (12.6)	6.8 (10.9)
工業用機械	5.1 (16.5)	7.2 (32.5)	28.0 (44.8)
輸送機械	2.8 (9.1)	2.1 (9.6)	4.1 (6.6)
生産用建屋	7.5 (24.2)	6.4 (29.3)	18.1 (29.0)
その他	2.7 (8.6)	1.9 (8.8)	4.0 (6.4)

出所: 第1表と同じ (88頁, 89頁)。

注(1) かっこ内は合計額に対する構成比率である。

(2) 「改革実施前」とは農業生産責任制が実施される以前の意味である。

(3) 金額は購入または建設時の簿価と思われる。

終了したものと考えられる。すなわち、この時点では、地区合作経済組織等には農家へは委譲できないものしか残っておらず、財産の保有水準としては最低の水準であった。1984年も、依然として「統一経営」よりも「分散経営」を重視する風潮が継続しており、したがって地区合作経済組織等の生産性固定資産額も、1983年と同様に最低の水準にあったと考えるのが自然である。その後は2でみたように、「統一経営」を重視する考え方が台頭し、地区合作経済組織等の経済的基盤を強化する必要性が認識されるようになってきている。この結果、地区合作経済組織等の生産性固定資産額は、1990年には改革実施前の水準の2倍余にまで増大するに至っている。このように地区合作経済組織等の経済的基盤は強固になっているといえよう。

なお、地区合作経済組織の財務情況(1984年及び1990年)は、第4表のよ

第4表 地区合作経済組織の平均収支情況

(単位：元)

	1984年	1990年	増減率 (90/84)
前年度繰越	32,750	75,220	229.7%
収入合計	131,280	266,490	203.0%
支出合計	118,580	233,250	196.7%
翌年度繰越	45,450	109,100	240.0%

出所：第1表と同じ(429頁)。

注(1) 1990年の繰越額が約500元合わないが出所のままとした。

(2) 物価上昇率は考慮されていないと思われる。

うになっている。第4表からも地区合作経済組織の経済基盤が強化されていることを首肯できる。

3) 農家経営に占める農家生産量リンク請負制の地位

農家にとって双層経営体制はどのような意味を持っているのか。一つの観点として、農家の平均総収入に占める農家生産量リンク請負制の収入のシェアを検討してみよう。91年調査による農家の平均総収入に占める農家生産量リンク請負制の収入のシェアの推移は第5表のとおりである。

第5表にみるように、農家収入に占める農家生産量リンク請負制の実施によってもたらされた収入は、1984年には1032.3元であり、農家収入の32.7%を占めていたが、1990年には1832.8元となり、金額は増大したものの、その農家収入に占めるシェアは28.0%に低下している。双層経営体制は、農家経営に対して約3割程度の重みを持っているだけであり、しかもその重みは低下しているのである。

ただし、これは全国平均でみた場合であって、地域的には著しい跛行が存在している。この地域的な跛行情況を若干みてみよう。91年調査では省別の統計資料は公表されていないので、ここでは、農家生産量リンク請負制の対象の作目の大宗である耕種業の農村社会総生産額に占めるシェアを比較することによって地域的な跛行情況をみることにする。比較の対象は、1990年に農外収入を含めた農家人口1人当たり平均純収入が全国の最高であった上海市と全国の最

第5表 農家収入に占める農家生産量リンク請負制の収入

(単位：元)

		1984年	1990年	増加率
年間総収入		3155.9 (100.0)	6557.1 (100.0)	207.8%
内 訳	1 集団経済からの収入	303.0 (9.6)	514.7 (7.8)	169.9%
	2 家庭経営収入	2545.4 (80.7)	4988.6 (76.1)	196.0%
	うち農家生産量リンク 請負制による収入	1032.3 (32.7)	1832.8 (28.0)	177.5%
	3 出稼ぎ収入	89.6 (2.8)	349.2 (5.3)	389.7%
	4 その他の収入	217.9 (6.9)	704.6 (10.7)	323.4%
年間純収入		2057.6	4178.6	203.1%
農家人口1人当たり純収入		411.5	870.6	211.6%

出所：第1表と同じ（449頁）。

注(1) かっこ内は年間総収入に対する構成比率である。

(2) 物価上昇率は考慮されていないと思われる。

低であった甘肅省である。両者の耕種業の農村社会総生産額に占めるシェアは、1984年には上海市は16.1%であり、甘肅省は57.3%であったが、1990年には上海市は7.4%に低下しているのに対して、甘肅省では39.8%への低下に止まっている⁽¹¹⁾。このことは、上海市では双層経営体制は農家経営に対してはわずか7.4%の影響力しかないが、甘肅省では、依然として40%の影響力を持っているということである。

4) 小 括

上記 1)～3) の考察を通じて明らかになったことは次の点である。

第1は、地区合作経済組織の設置は、旧生産隊の数からみれば、約8割をカバーするまでになっているが、その大部分は、弱体のものが多く、村民委員会、村民小組の2枚看板が実態であるものが多いことである。農家生産量リンク請負契約の契約当事者となっていることを地区合作経済組織の実体度のメルクマールとすれば、地区合作経済組織のうち、実体があるといえるものは、1990年

時点で22.8%にすぎない。

第2は、地区合作経済組織等による請負農家に対する農業生産に必要なサービスの提供は増大していることである。ただし、このサービスの提供は地区合作経済組織のほかに、地区合作経済組織の機能・役割を代行または実質的に代行している村民委員会、村民小組の行ったサービスの提供も含まれている。このような注意すべき点は含んでいるものの、農家が実際に受けたサービスの提供は確実に増大している。

第3は、地区合作経済組織等の資産額は増大していることである。この資産額の増大についても、上記第2と同様の問題があるが、地区合作経済組織等が農家に対するサービス提供のための経済的基盤を強化していることは否定できない事実である。

注(1) 中共中央政策研究室〔45〕。

(2) 張雲千〔53, 18頁〕。

(3) もとの生産隊総数を逆算すると489.5万となるが、『中国統計年鑑1983〕〔21, 147頁〕では、政社分離以前の1982年末の生産隊総数を597.7万としている。確認の方法がないので、このまま掲載した。

(4) 中共中央〔35〕及び中共中央〔42〕。

(5) 『中国農業年鑑1990〕〔50, 108頁〕。

(6) 『中国農業年鑑1991〕〔51, 101頁〕。

(7) 同上。

(8) 劉志仁〔6, 12頁〕。

(9) 中共中央政策研究室〔45, 17頁〕。

(10) 郭〔11, 160頁〕。

(11) 1984年の農村社会総生産額と耕種業の生産額は『中国農村統計年鑑1985〕〔23, 12頁及び18頁〕に、1990年の農村社会総生産額と耕種業の生産額は『中国統計年鑑1991〕〔22, 316頁及び320頁〕によった。

4. 双層経営体制と他の農業政策との関連

本章では、双層経営体制の展開と密接に関連のある①農地の所有権の帰属の

問題、②農業社会化サービスの問題、③農村の合作経済組織の問題について考察する。

(1) 農地の所有権の帰属

農地の所有権の帰属の問題は、大別すれば2つである。第1は、現行の集団所有制を維持するか、農地の私有制を認めるかの問題である。第2は、現行の集団所有制とされる農地の所有権は、村レベル（旧生産大隊レベル）の地区合作経済組織にあるのかまたは村民小組レベル（旧生産隊レベル）の地区合作経済組織にあるのかという問題、すなわち、地区合作経済組織間における農地の所有権の帰属の問題である。

1) 農地の私有制への移行の問題

党中央の態度は、13期8中全会決定で「土地等の基本的生産手段の公有制と必要な統一経営を堅持せしめた（…中略…）双層経営体制は、（…中略…）一時的な政策ではなく、長期間にわたって堅持されなければならないものである」と明確に規定しており⁽¹⁾、党中央が農地の公有制を堅持し、私有制は些かも容認する考えがないことは、農業政策基本通達上は明白である。このことは、農地の公有制、すなわち、集団所有制の維持が社会主義制度の根幹の一つであると考えている中国共産党の基本的理念に由来しているものである。このことは、2で既にみたところである。

他方、農地の私有制を主張する議論は、絶えず噴出しているのが現状である。例えば、李慶曾等〔65〕は「農地の農家所有を認め、集団には実体の無い所有権を放棄させるべきである」と主張している⁽²⁾。国務院発展研究センターの林毅夫農村部副部長の「永久性の土地使用権証を発行して、土地使用権の譲渡を活発にさせるべきである」との意見⁽³⁾も、農地の私有制容認の形を変えた主張とみるべきと考える。また、張雲千〔53〕は「土地の私有化を提唱し、あるいは名義上は集団所有制であっても実態は私有制を実行することは、不可避免的に合作経済組織を弱体化させるとともに公有制（集団所有制）を曖昧にし、甚だしい場合には公有制も消滅してしまうという深刻な結果を招来する」として農

地の私有制を主張する議論の持つ危険性を警告しているが⁽⁴⁾、このような警告を発せざるを得ないことは、農地の私有制を主張する動きが底流としては侮りがたい勢力を持っていることを示すものである。

2) 地区合作経済組織間の所有権の帰属

ア 土地管理法制定までの農地の所有権の帰属情況

「中華人民共和國土地管理法」(以下、「土地管理法」という)は1987年1月1日から施行されているが⁽⁵⁾、同法の施行前後の農地の所有情況は第6表及び第7表のとおりである。

第6表 生産大隊、生産隊の土地所有情況

	大隊数 A	農地所有権保持の大隊数B	比率 B/A	生産隊 数C	農地所有権保持の生産隊数D	比率 C/D
1962	70.3万	2.9万	4.1%	558万	546.7万	97.8%
1978	69万	6.67万	9.7%	482万	462.8万	96.1%

出所：郭〔11, 178頁〕。

注。比率合計が100%を超えているが、出所のままとした。

第7表 1200村の農地の所有主体別比率 (1987年)

	全体	東部	中部	西部
村級レベル所有	34%	48%	43%	11%
村民小組レベル所有	65%	19%	58%	89%
自然村・聯隊レベル所有	1%	3%	0%	0%

出所：郭〔11, 21頁〕。

第6表は、生産大隊、生産隊の土地所有情況を示している。1962年当時の生産大隊70.3万のうち、農地の所有権を保持していた生産大隊は2.9万であり、その生産大隊総数に占める割合は4.1%であった。このように第6表は、農地面積の所有主体別割合を示す数値ではないので、正確度は落ちるが、1978年以前は、農地の所有権の帰属主体は生産隊が圧倒的に主体であること、生産大隊が所有権を保持している農地は少ないものの増大傾向にあったことは読み取ることができる。

第7表は、農業部経済政策研究センターが1988年に全国の1200村を対象に

して行った調査結果である。全体的には、村レベル（旧生産大隊レベル）の地区合作経済組織が34%の農地の所有権主体となっており、村民小組レベル（旧生産隊レベル）の地区合作経済組織が65%の農地の所有権主体となっている。

第6表と第7表を比較すると、明らかに農地の所有権主体は、村民小組レベルから村レベルへ移行していることが指摘できる。

なお、第7表で特徴的なことは、西部→中部→東部の順、すなわち、経済発展の度合いの高い順に、村民小組レベルの所有権主体が村レベルの所有権主体へ移行していく傾向が窺われることである。

イ 土地管理法の規定による農地の所有権主体

土地管理法は、その第8条で、「集団所有の農地〔土地〕は、法律の規定に基づいて、村レベルでの農民の集団所有に属し、村の農業生産合作社などの農業集団経済組織または村民委員会が経営、管理する。既に郷または鎮レベルの農民の集団経済組織が所有している農地は、郷または鎮レベルでの農民の集団所有に属させることができる。村レベルでの農民の集団所有の農地であって、既に村内の2以上の農業集団経済組織が所有している農地については、それぞれの農業集団経済組織レベルでの農民の集団所有とすることができる」と規定している⁽⁶⁾。本条の規定の趣旨は、農地は村を単位とした農民の集団所有制とし、その経営管理は、村レベルの集団経済組織、具体的には村をその区域とする地区合作経済組織または村民委員会が行うことを原則とすることであり、そして、この原則の例外として、郷または鎮を単位として農民の集団所有としている場合および村民小組を単位として農民の集団所有としている場合は、それらが既定のものである場合に限って、それぞれのレベル、すなわち、郷もしくは鎮、または村民小組単位での農民の集団所有を認めることができることとされていることである。木間正道〔3〕は、本条の「村」の解釈を「一般的には村はかつての生産隊に対応する地域的範囲であると理解している」としているが⁽⁷⁾、誤りである。このことは、本条の「村内の2以上の農業集団経済組織」が旧生産隊レベルの村民小組などを指していることは明白であること、また、郭書田〔11〕が「土地管理法の規定は、農村の農地〔土地〕は村が所有すべき

であり、郷または生産小組〔組〕が所有することもできるとしている。このような規定ではあるが、現実の“集団所有”は村民小組の所有となっている」と述べていることから明らかである⁽⁸⁾。

ウ 地区合作経済組織間の所有権の帰属に関する党中央の考え方

まず、土地管理法制定時にみる党中央の考え方をみてみよう。土地管理法の草案には、村民小組段階での農地の集団所有制を認める規定が欠落していたことは明らかである。このことは、全国人民代表大会法律委員会副主任委員の宋如棼が、同草案の審議経過を全国人民代表大会常務委員会に報告した際、一部の地方や部局からの要求によって、村民小組段階での農地の集団所有制を認める規定を追加したことに特に言及しているからである⁽⁹⁾。以上の経過から、党中央が農地の集団所有の単位は村レベル以上とするとの考え方を持っていたことは事実である。なお、郷レベルでの農地の集団所有制を党中央が認める考えを持っていたか否かについては、宋如棼の上記報告の文言からは否定的な感じである。同報告では、最初に草案の関係部分を「中華人民共和国民法通則」の関係規定にしたがって改正すべき旨の意見が出されたとしており、この民法通則の第74条では、郷レベルでの農地の集団所有制を認めているからである⁽¹⁰⁾。

次に「農村改革試験区」におけるこの問題に関する党中央の対応をみてみよう。「農村改革試験区」は、1987年から党中央と国務院によって開始された施策の一つであり、農業政策の新方向の模索や新措置を試験的に実施することを目的としている⁽¹¹⁾。この「農村改革試験区」の一環として「農地制度建設試験」が実施されており、その試験項目の1つとして農地の集団所有権の明確化の問題が取り上げられている。具体的には貴州省湄潭県を試験区として、農地の所有権を村レベルの地区合作経済組織のものとし、そのことによって生ずる種々の影響とその対策の把握に努めている⁽¹²⁾。ここではその詳細に触れないが、党中央は依然として農地の集団所有制を村レベルに統一したいとの意向を強く持っていることは明白である。

3) 小 括

農地の所有権の帰属の問題に関する党中央の態度は、第1は、農地の集団所

有制を堅持し、私有制への移行を阻止しようとしていることであり、第2は、集団所有制の単位を村レベルに統一しようとしていることである。党中央が第1のような態度を維持する理由はこれまで触れてきたので、ここでは再説しない。党中央が第2の態度を維持している理由は何か。特に疑問に思われるのは、実態的には1987年時点で農地の65%が村民小組レベルの集団所有になっているにもかかわらず、土地管理法の草案の作成段階での動きや「改革試験区」での村レベルの地区合作経済組織への集団所有権の強制的付与試験の実施である。杜潤生〔57〕は、政社分離後に農地を管理する集団経済組織を旧生産隊レベルにするのか、旧生産大隊レベルにするのかの問題については今後さらに調査研究することが必要であるとしていた⁽¹³⁾。上記のような党中央の動きからみれば、この問題に対する党中央の態度は、既に1986年6月以前には決定していたと考えるのが自然である。そして党中央は、その決定の線、すなわち、農地の集団所有権の帰属主体は村レベルとする方針でこの問題への対応を一貫させているものと思われる。

農地の集団所有権の帰属を主体をどこにするかの問題は、双層経営体制の「統一経営部門」をどこにするかの問題でもある。党中央が農地の集団所有権の帰属主体を村レベルと決定したことは、双層経営体制の「統一経営部門」も村レベル、すなわち、村を区域とする地区合作経済組織または村民委員会とする方向を決定したことである。

（2）農業社会化サービス

農業社会化サービスは、農業・農村の再組織化の重要な手段の一つとして位置付けられるとともに、双層経営体制の統一経営部門の主要な職責の一つとしても位置付けられている。このため、双層経営体制と農業社会化サービスとの関係を考察する。

1) 農業社会化サービスの意味とその分類

ア 農業社会化サービスの意味

「国務院の農業社会化サービス体系の建設を強化することについての通知」⁽¹⁴⁾

は、「農業社会化サービス」とは、「専門の経済技術部門、郷・村の合作経済組織及び社会のその他の部門が、農業、林業、牧畜業、副業、漁業の発展のために提供するサービス」であると定義しているが⁽¹⁵⁾、一般的には、農業（林業、牧畜業、副業、漁業を含む。以下同じ）の生産、流通、加工、出荷などの全過程において、個別の農家では効率的に対応できないことを農家のために、他の者が農家に替わって有償または無償で実施することであると理解してよい。

イ 農業社会化サービスの分類

農業社会化サービスは、その実施主体によっていくつかに分類することができるが、本稿が農業社会化サービスの分類を考察の対象とするのは、双層経営体制の統一経営部門が行うべき農業社会化サービスの範囲を特定するためである。

張雲千〔53〕は農業社会化サービスを、(a)合作サービス（合作経済組織がその組合員のために行うもの）、(b)社会サービス（独立した経済実体が市場経済原理に基づいて行うもの）、(c)国家サービス（各級の政府機関が公益性の観点から行うもの）の3者に分類している〔参考資料2参照〕⁽¹⁶⁾。

また、91年工作通達は、農業社会化サービス体系を①合作経済組織の内部サービス、②国家の経済技術部門が行うサービス、③サービスを業とするその他の各種の経済実体が行うサービスに分類している⁽¹⁷⁾。用語に若干の差はあるが、張雲千〔53〕の分類と内容的には全く同じである。張雲千〔53〕の分類は、中国では一般的に認知されているとみてよいと考えられるので、以下、本稿では、張雲千〔53〕の分類を用いることとする。

さて、双層経営体制との関連で本稿が考察の対象とすべき農業社会化サービスは、張雲千〔53〕の分類にしたがえば、「合作サービス」である。双層経営体制の統一経営部門は地区合作経済組織であり、そして、統一経営部門は、請負契約の円滑な履行を図る観点からその組合員である農家のために農業社会化サービスを行うからである。なお、地区合作経済組織が非組合員のために行う農業社会化サービスは、張雲千〔53〕の分類にしたがえば、「社会サービス」である。付言すれば、このような「社会サービス」は、1でみた「非双層経営部

分」に当たる農業社会化サービス事業である。また、張雲千〔53〕は、この3者を総称して、「農業社会化サービス」と称してもよいが、地区合作経済組織が、双層経営の中で行うサービスは、「合作サービス」というべきであって、「農業社会化サービス」とはいうべきではないと、特に指摘している⁽¹⁸⁾。「双層経営部分」の農業社会化サービス（合作サービス）と「非双層経営部分」の農業社会化サービス（社会サービス）との混同を戒める趣旨である。

2) 双層経営体制における農業社会化サービスの位置づけ

ア 党中央の農業政策基本通達における取扱

2で取り上げた党中央の農業政策基本通達全体を通して、農業社会化サービスに関する規定についての特徴的なことを指摘すれば次のようである。

第1は、1983年～1985年までの1号文件では、地区合作経済組織が行うべきとする農業社会化サービスの内容を具体的に例示していたが、1986年1号文件からは包括的な書き方に変わっていることである。例えば、1983年1号文件では、機械耕作、水利、病虫害防除、家畜防疫、優良種苗の手配などと具体的に明示しているが⁽¹⁹⁾、1986年1号文件では、「農家一戸一戸では達成できないこと、達成できても上手くは達成できないこと」を農業社会化サービスとして地区合作経済組織が行うべきであるとしている⁽²⁰⁾。

第2は、1986年1号文件から規定の仕方が変わったが、これにともなって、地区合作経済組織が行う農業社会化サービスの内容を基礎的なものとその他のもの⁽²¹⁾、農家が緊急に必要としているものとその他のもの⁽²²⁾に区分し、先ず基礎的なものや農家が緊急に必要としているものからサービスの提供を開始すべきであるとする段階的推進を指示するようになったことである。

イ 双層経営体制における農業社会化サービスの位置づけ

双層経営体制における農業社会化サービスの本質は、本稿の双層経営の統一経営部門の職責を「農家に請負契約を履行させること（合作サービス等請負契約の履行を容易にさせるために必要な措置を含む）」とその保有している農地等の資産を管理・運用すること」と定義したように、「請負契約の履行を容易にさせるために必要な措置」の一つであることである。このことは、1983年1号

文件が「農家が統一して行うことを要求している」サービスを農家に提供しなければならない旨規定し⁽²³⁾、また、1986年1号文件が「大衆は非常な不満を感じているので」、「技術サービスや経営サービスなどを着実に実施しなければならない」と規定していることに示されている⁽²⁴⁾。要するに農家のこのような要求に応えなければ請負契約の円滑な履行が困難となるので、そのための対応として、党中央は、地区合作経済組織が農家にこのようなサービスを提供することを求めているわけである。このような党中央の指示から、地区合作経済組織が行う農業社会化サービスは、双層経営体制の維持、安定化のために重要な措置の一環として位置づけられていると指摘できる。

ウ 農業社会化サービスの拡大と新規参入者との利害調整

しかしながら、農業生産の発展や流通の近代化の促進の要請は、農業社会化サービスの範囲を上述のような「請負契約の履行を容易にさせるために必要な措置」の範囲から飛躍的に拡大することを求めるに至っている。すなわち、1村内での対応程度の規模から全国的規模での対応への飛躍である。他方、地区合作経済組織には弱体なものが多く、経済的事由などによって、「請負契約の履行を容易にさせるために必要な措置」の範囲のサービスさえ行っていないものがある。さらに農業社会化サービス市場は、中国の各界各層から今後の発展が期待される有望市場として捉えられている。このため、農業社会化サービス分野には多数の新規参入者が参加するようになっている。例えば、農業供銷合作社や下級政府機関の一つである農業技術普及所などである⁽²⁵⁾。

このような状況の変化によって、党中央は困難な立場に立たせられている。新規参入者を規制すれば、農業社会化サービスの十分な提供は困難となり、また、新規参入者を規制しなければ、地区合作経済組織が行うべき農業社会化サービスが蚕食されることとなる。農家にとっては必要なサービスをより低廉に受けられるので、新規参入者の参加は歓迎すべきことであるが、このことは、双層経営の統一経営部門である地区合作経済組織の地位の低下をもたらし、ひいては双層経営体制そのものの存立を危うくすることが懸念される。党中央が困難な立場に立たせられている理由はここにあるわけである。そして、上記ア

でみたように党中央の農業政策基本通達の書き方が1986年以降変化している原因もここにあるわけである。党中央は、地区合作経済組織が行うべき農業社会化サービスの内容を抽象的に書くとともに、段階的に実施させる方針を示すことによって一応の利害の調整を図ったと思われる。しかしながら、経済発展が遅れている地域の地区合作経済組織ほど農業社会化サービスを実施する能力に欠けており、また、既にみたようにこのような地域ほど双層経営体制の比重が高いのである。したがって、党中央の上記のような利害関係の調整は、双層経営体制の比重の高い地域ほど双層経営体制を早期に危うくさせることが懸念される結果となっている。

(3) 農村の合作経済組織

1) 地区合作経済組織

党中央は、地区合作経済組織を村党支部、村民委員会とともに農村の基層組織の核心として捉えている⁽²⁶⁾。村党支部が政治、村民委員会が行政、地区合作経済組織が経済を担当し、そして、このような分担関係のもとで、村党支部がピラミッドの頂点を構成し、村民委員会と地区合作経済組織がピラミッドの底辺のそれぞれの頂点を構成する。このような権力構造が、党中央が想定している理想的な農村基層組織の構図である。このような構図の中で、経済担当の地区合作経済組織の主要な役割の一つが、双層経営体制の統一経営部門の担い手としての役割である。

ア 地区合作経済組織の設立情況

農業部農村合作経済研究課題組〔60〕の調査結果によれば⁽²⁷⁾、全国の地区合作経済組織の設立情況は第8表のようである。なお、この数値は、3の(1)の2)の集団经济管理組織の現状の数値とは調査対象範囲が異なるので連結しない⁽²⁸⁾。

イ 地区合作経済組織設立の新傾向

最近の地区合作経済組織設立の特徴は、村レベルのものの設立が増大し、小組レベルのものが減少していることである。第8表にみるように、1990年～

第8表 地区合作経済組織の設立情況

(単位：万)

	既設・未設	1990年	1992年
村レベル	設立数	40.1	66.6
	未設立数 ¹⁾	28.5	19.2
	未設立率	38.9%	26.2%
小組レベル	設立数	149.2	138.4
	未設立数 ²⁾	170.8	126.6
	未設立率	32.0%	23.7%

出所：農業部農村合作経済研究課題組〔60，48～49頁〕から算出した。

注. 1) 旧生産大隊数である。

2) 旧生産隊数である。

1992年の間に村レベルのものは66.0%増大しているのにたいして、小組レベルのものは7.2%減少している。上記農業部農村合作経済研究課題組〔60〕は、このような情況に関して、「農地は、地区合作経済組織の存立と設立の基礎であり、現在、一般的には農村の農地は旧生産隊を単位とした農民の集団所有制となっている。このため、旧生産隊を単位として設立される地区合作経済組織が多かったのである」と述べるとともに、「しかしながら、最近、旧生産大隊を単位とした、すなわち、村レベルの地区合作経済組織の設立が多くなっている」とし、その原因を「農村経済の発展によって、農家が地区合作経済組織に対して求めるサービスの提供とメリットの受益は旧生産隊を単位とする地区合作経済組織では対応できない規模のものとなっている」ためであると説明している。この説明より、地区合作経済組織の単位は、農地の集団所有制の単位である旧生産隊を単位とすべきであるとの主張を窺わせるものであり、党中央の意向とは異なった方向の主張となっている。

しかしながら、このような地区合作経済組織の規模の拡大、すなわち、村レベルの地区合作経済組織設立の拡大は、党中央の意向に沿うものである。

2) 專業合作経済組織等

ア 專業合作経済組織の組織情況

專業合作経済組織は、農家の自発意思に基づいて地区合作経済組織の区域に

関係なく設立されるものである。地区合作経済組織を「タテ」の組織とすれば、專業合作経済組織は「ヨコ」の組織というべきものである。專業合作経済組織には、例えば「農民專業協会」または「農民研究会」等、「合作」の文字を用いていないものもある⁽²⁹⁾。

專業合作経済組織の設立情况（チベット自治区、広西自治区及び青海省は除く）は、上記農業部農村合作経済研究課題組〔60〕によれば第9表のようである。

第9表 專業合作経済組織の設立情况
(単位：万)

	全国計	うち專業技術協会
1990年	123.1	7.7
1992年	143.2	9.3

出所：農業部農村合作経済研究課題組
〔60, 50頁〕。

專業合作経済組織の設立は、1990年～1992年の間で20万増大しており、1992年には、農民小組レベルの地区合作経済組織の設置数を凌駕している。農業科学技術の習得・普及に主眼を置く專業技術協会の数は第9表では9.3万であるが、上記農業部農村合作経済研究課題組〔60〕は中国科学協会の数字として、1992年末には專業技術協会は13万、その会員農家数は500万戸に近いとしている⁽³⁰⁾。さらに別のソースの数字として、專業技術協会〔農民專業協会〕は1994年5月時点では全国で140万を超えているとする報道もある⁽³¹⁾。この報道は、河北、山西、江蘇、安徽、福建、広西、山東、広東、四川の10の省自治区ではそれぞれ5万を超えていると具体的に報道しているので、その信憑性は高いと考えられる。

このように農家が自発的意思でサービス事業を含めた経済活動を組織化する動きは全国的に高まっている。

イ 專業合作経済組織が持つ意味

專業合作経済組織の組織情况を検討するのは、農村の集団経済組織の育成政策において、双層経営体制を否定し、農家経営を直接的に捉える政策的視点から農民が自発的に結成する專業合作経済組織の育成を主体とすべきであるとす

る主張があるからである⁽³²⁾。党中央は、このような双層経営体制を否定する主張は排除しているものの、專業合作經濟組織の持つ効用は評価しており、この結果、前述の「農業改革試験区」では、農村合作經濟組織の試験項目の一つとして、双層経営体制の維持を前提としたうえで、專業合作經濟組織の実施試験を黒竜江省尚志市で実施している⁽³³⁾。

このように党中央は專業合作經濟組織の持つ効能を評価はしているものの、專業合作經濟組織の急激な拡大は、党中央にとっては評価の別れるところである。その理由の第1は、統治者として「ヨコ」の組織をどこまで認めるかという基本的な問題が存在していることである。統治には「タテ」の組織は有効であるが、「ヨコ」の組織を統治の手段とすることは難しく、また、往々にして「ヨコ」の組織は、反体制派の拠点になるからである。理由の第2は、このような基本的な問題はここでは措くとしても、專業合作經濟組織の一方的、かつ圧倒的な拡大は、地区合作經濟組織の存在を危うくし、双層経営体制の崩壊と党中央が理想としている村党支部を頂点とするピラミッド型の基層権力構造の実現を困難にすることが懸念されるからである。

注(1) 中共中央〔41, 3頁〕。

(2) 李慶曾等〔65, 64頁〕。

(3) 呉長生等〔17〕。

(4) 張雲千〔53, 20頁〕。

(5) 中国農業年鑑編輯委員会〔48, 408～411頁〕。

(6) 中国農業年鑑編輯委員会〔48, 408頁〕。

(7) 木間〔3, 13頁〕。

(8) 郭〔11, 15頁〕。

(9) 宋如棼〔28〕。

(10) 中華人民共和國〔29, 18頁〕。

(11) 國務院農村發展研究中心試験区辦公室〔20, 46～83頁〕。

(12) 何康等〔8, 59～67頁〕。

(13) 杜潤生〔57, 157頁〕, 矢吹〔4, 20頁〕。

(14) 國務院〔18, 3～5頁〕。

(15) 國務院〔18, 3頁〕。

(16) 張雲千〔53, 19頁〕。

- (17) 中共中央〔40, 2頁〕。
- (18) 張雲千〔53, 19頁〕。
- (19) 中共中央〔34, 21頁〕。
- (20) 中共中央〔37, 42頁〕。
- (21) 中共中央〔30, 42頁〕。
- (22) 中共中央〔40, 2頁〕。
- (23) 中共中央〔34, 21頁〕。
- (24) 中共中央〔37, 42頁〕。
- (25) 供銷合作社系統が行っている農業社会化サービスの情況は、1992年6月末で「作物病院〔庄稼医院〕は全国に2万7600個所、植物機械防除隊と植物防除合作社が1万6400個所設置されており、また、同系統が擁している科学技術人員は6.5万人、さらに外部から招聘している科学技術人員は8300人に達している」とされている(喬[14])。
- (26) 中共中央〔41, 8頁〕。
- (27) 農業部農村合作經濟研究課題組〔60, 45～53頁〕。
- (28) 3の(1)の2)の集團經濟管理組織の現状の数値は全国27の省市自治区の数値であるが、〔60〕は全国30の省市自治区の数値である。
- (29) 馬洪等〔61, 1505頁〕。
- (30) 農業部農村合作經濟研究課題組〔60, 50頁〕。
- (31) 新〔25〕。
- (32) 何康等〔8, 68頁〕。
- (33) 何康等〔8, 68～72頁〕。

5. 双層經營体制に対する否定論と農民の反応

(1) 双層經營体制に対する否定論

双層經營体制に対しては、当然のことながら、否定論も消極論もある。双層經營体制に対する否定論、消極論は、農地の私有制の主張に繋がる系譜のものと、農家生産量リンク請負制を含めた農業生産責任制を否定して、直営方式の集團農業の復活を主張する系譜ものとに大別できる。

1) 農地の私有制の主張に繋がる系譜に属する否定論

この立場からの否定論、消極論には、農地の私有制を明確に主張する旗幟鮮明のものと地区合作經濟組織や双層經營体制の統一經營部門を否定することによって農地の私有制を結果的に主張するというカムフラージュ型の主張がある。

旗幟鮮明の反対論としては、李慶曾等〔65〕がある。李慶曾等は「実践が証明するところによれば、農村組織の発展を『統分結合、双層経営』の軌道に完全に組み入れるやり方は実行できないということである」としたうえで、改革をさらに前進させる方途として農地の私有制を主張している⁽¹⁾。地区合作経済組織を否定する主張について、小林〔2〕は、「事件（1989年の「六・四天安門事件」である…白石）の直前には、地区単位の集団経済組織（村級組織）については否定的な見解が次第に優位を占めつつあった」と指摘しているが⁽²⁾、小林〔2〕のこの指摘は至当である。「六・四天安門事件」以前には張雲千〔51〕も、紹介という形で地区合作経済組織否定論の主張に言及しているし⁽³⁾、「現在、理論界の一部〔一些〕の同志たちが、色々な角度から、集団経済（地区合作経済組織も含まれる…白石）や統一経営部門に対して、反対したり、廃止すべきだとの主張をしている」と批判している論文もあるからである⁽⁴⁾。我が国では、小林〔2〕が「統一経営と分散経営を結び付けるという方式が意味をもちうるのは、村営企業という経済実体を備えた一部の先進地域だけであって、しかも、結合の実体は工業利潤を注ぎ込んで農業を支える（以工補農）という補償的なものでしかない。（…中略…）要するに経済的実体を欠いている後進地区の集団経済組織は政府機構の延長にすぎないということである」として、双層経営体制に否定的見解を述べている⁽⁵⁾。

次に消極論とみなせるものとしては、例えば郭書田〔10〕がある。郭は、「いわゆる“統分結合、双層経営”の形は、人民公社の旧体制のやり方〔窠臼〕を完全に脱したものではない」とし、「“統分結合、双層経営”は、農村の理想的な組織モデル〔模式〕でないことは当然であるが、現実には、直ちには取り替えができないものであり、農村の経済運営のなかに存在しているのは基本的な事実である」としている⁽⁶⁾。この議論は、双層経営体制が持つ行政介入または行政指導の受容の容易性（逆にいえば、それゆえに現政権の党中央は双層経営体制を農業・農村の再組織化の方途としようとしているわけである…白石）を旧人民公社体制の温存だと批判する双層経営反対論者に「理論的」根拠を提供するものである。前述の國務院発展研究センターの林毅夫農村部副部長の

「永久性の土地使用権証を発行して、土地使用権の譲渡を活発にさせるべきである」との意見⁽⁷⁾は、永久性の土地使用権証の自由な売買によって、双層経営体制の統一経営部門のコントロール機能の弱体化を誘導する結果となる議論である。

以上のような双層経営体制に対する否定論や消極論には、陰に陽に農地の私有制の主張が存在しているが、このような農地の私有制容認論が公然と提起されるようになったのは、1987年10月に公式に提起された社会主義初級段階論がきっかけである。これを契機として、資本主義制度や市場経済原理をそのままの姿で中国に持ち込もうとする風潮が強まり、農地の私有制容認論が公然と提起されるようになったのである。農地の私有制容認論が公然と提起されるようになった背景には、時の総書記趙紫陽の影響があると思われる。趙紫陽は、「六・四天安門事件」後、「4つの基本原則」(社会主義の道、人民民主主義独裁、共産党の指導、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想の4つを堅持すること)のうち、今後は「共産党の指導だけを堅持し、他の3つは提起しない、あるいは少なく提起すればよい」と指示したり、「何が社会主義の道であるのか、いまは誰もはっきりしない」と述べ、社会主義の道を放棄したとして非難されている⁽⁸⁾。この非難が全て正しいものであるかについての議論はあるものの、趙紫陽が資本主義制度の導入に寛容であったことは事実であり、このような趙紫陽の態度が、農地の私有制容認論の公然の提起の支えであったことは否定できないと考える。農地の公有制堅持は、党中央としては譲れない一線であることは既にみた通りである。この点で趙紫陽は党中央の逆鱗に触れたわけである。

上述のような双層経営体制否定論には結論の急ぎ過ぎや誤解に基づくものがあるので、その点を指摘しておこう。上述の李慶曾等〔65〕の双層経営体制否定論は、1984年の状況を対象として実施された『中国農村社会経済典型調査(1985)』〔44〕⁽⁹⁾に基づくものである。既にみたように1984年当時は、地区合作経済組織の合作サービスの提供や資産・財務状況は、それまでの分散経営の過度の強調の結果最低の水準に陥っていた時期である。このような状況を判断根拠として双層経営体制を否定することは、制度運営のミスの結果を捉えて、

制度全体を否定することである。その後の双層経営体制の実態の改善情況からすれば、彼らのこのような判断は早計に過ぎたというべきである。

さらに、上述のような小林〔2〕が挙げる双層経営体制に対する否定的見解の根拠は、地区合作経済組織の双層経営部分と非双層経営部分とを混同した議論に基づくものである。既にみたようにここでいわれている村営企業は地区合作経済組織の非双層経営部分であり、双層経営体制の本質を考察する場合は先ずは対象外とすべき事項であるからである。ただし、実態としては村営企業が挙げた工業利潤を双層経営体制のルートを通じて、例えば具体的には合作サービスの費用補填に当てる等の方法によって、農家に還流することが行われているのは事実である。しかしながら、これは双層経営体制がルートとして使われているだけであって、双層経営体制の本質を構成するものではない。

2) 直営方式の集団農業の復活を主張する系譜の否定論

農家生産量リンク請負制を含めた農業生産責任制を廃止して、人民公社制度下の直営方式の集団農業の復活を主張する議論は、党中央内部では現在は無くなっているとみてよい。この点については、2の(4)のでみたように既に決着がついているからである。90年代は食糧生産を含めて農業生産がおおむね順調に推移していること、農業生産責任制が既に10年以上を経過し定着したのとなっていることも、この種の議論を党中央内部では生じさせないことの裏付けとなっている。

しかしながら、末端の幹部段階ではこのような主張をする者が現在も存在していることは事実である。それは請負農地を地区合作経済組織が農民から取り上げる事件が時に生じているからである。末端幹部の中には、幹部の威令が行われ、仕事が円滑に行えた人民公社時代を懐かしむ気持ちが存在していることは事実であるが、それは少数派とみるべきであり、それを行動に移して請負農地の取り上げを行う者はさらに少数である。ただし、このような行動に走る末端幹部は少数であるが、それが周辺の農民に与える影響には大きなものがある。

（２） 双層経営体制に対する農民の反応

農村経済体制の改革後、農民は、自分の利益の状況を明白に把握するようになっており、この結果、自分の利益の擁護、拡大に非常に敏感になっている⁽¹⁰⁾。他方、農民が現在最も恐れていることは、農業生産責任制を始めとする現行農業政策の変更だといわれている。これに対して、政府当局は、機会あるごとに現行農業政策の不変を宣言しているが、現行農業政策の変更に対する農民の懸念は薄れてはいない。その原因は、「歴史が残した心理的傷痕が非常に大きいこと、少数の地方では実際に工作上で誤りを犯したことのほかに、農民の思想認識に疑問が残っていることも大きな原因である。すなわち、農民自身も、農家生産量リンク請負制が社会主義の制度といえるか否かの問題〔姓什麼？〕について、確固とした思想認識を確立できていないためである」とされている⁽¹¹⁾。いいかえれば、農民自身も、農家生産量リンク請負制が、社会主義であるか、資本主義であるか、はっきりしておらず、更に推測を加えれば、農家生産量リンク請負制を「個別経営化」であると考えている農民が多いのが実情であり、したがって、政治情勢の変動によって、農家生産量リンク請負制が廃止され、もとの人民公社体制下の集団農業へ回帰することがあると懸念しているのが農村の実態であると考えられる。

農民たちがこのように考えるのは、農家生産量リンク請負制の導入に当たって、「分散経営」が過度に強調されたことにみられるように、制度の趣旨が農民に十分説明されていなかったことに原因がある。一部の地域では農家生産量リンク請負制を「個別経営」化と受け止めていたし、地区合作経済組織による収益の再分配がない農家生産量リンク請負制のやり方も、農民に農家生産量リンク請負制が、社会主義であるか、資本主義であるかの疑念を持たせたと思われる。農民たちにとってのそれまでの社会主義とは、集団による利益の再分配であったからである。さらに社会主義の堅持を表明している現在の中国においては、依然として一つ一つの制度が社会主義の制度といえるか否かの問題〔姓什麼？〕を背負っているからである。

このような行動様式や心理状況にある農民たちが、集団農業への回帰を想起

させる「集団の統一経営」という言葉を標榜している双層経営体制政策に対して拒否反応を示すのは当然である。さらに、人民公社時代への懐古心が強い末端幹部が多い地域では、この双層経営体制の強化、地区合作経済組織の強化に名を借りて、請負農地を取り上げたり、請負の納付金〔承包金〕の値上げを図ったりしている⁽¹²⁾。このような末端幹部の強引な措置は、農民たちに「政策が変わった」という認識を強く持たせることとなり、双層経営体制政策に対する農民たちの反発を一層強固なものとさせている。

しかしながら、双層経営体制政策に対する農民たちの反発も、双層経営体制に対する説明不足がおおきな原因の一つとなっていることは明白である。農民たちは、双層経営体制が農家生産量リンク請負制を別の角度からみただけのものであり、実体は一つであるとの説明はこれまでなら受けていないからである。ただし、これまでみてきたように双層経営体制の概念さえいまだに確定していない状況の下では、このような説明を農民にすること自体が困難であったという事情も考慮しておくことが必要であろう。

注(1) 李慶曾等〔65, 60～64頁〕。

(2) 小林〔2, 32頁〕。

(3) 張雲千「対発展和完善農村合作制的幾点看法」(張雲千〔51, 213頁〕)。

(4) 魏榮修等〔12, 24～28頁〕。

(5) 小林〔2, 34～35頁〕。

(6) 郭書田「農村組織形式的变革与创新」(郭〔11, 22頁〕)。

(7) 呉長生等〔17〕。

(8) 「十三期四中全会上における李鵬総理の趙紫陽断罪報告」(矢吹〔5, 237頁〕)。

(9) 中共中央書記処〔44〕。

(10) 人民日報評論員〔27〕。

(11) 呉長生〔16〕。

(12) 遼寧省の例を挙げれば、同省では、集団経済の強化を名目に、請負農地の取り上げ、請負納付金の引き上げ、自留地の取り上げ、果樹園の請負契約の中途解約等が実際に生じている(『人民日報』1992年5月14日)。

6. 双層経営体制政策の政策意図

本章では、これまでの考察結果をもとに、中国の農業・農村の再組織化における双層経営体制政策の政策意図の解明を試みる。

ある政策がその体制の維持に及んでいるような重要な政策であればあるほど、政治的、経済的、社会的条件の変化に応じて、その政策に込められる政策意図は多くなる。それは、その政策の及ぶ範囲が広く、体制側としては簡単にはその政策を放棄できないからである。このため、その政策が許容できるまで政策意図が付け加えられることとなり、一見しただけでは当初の姿が把握できないほど多目的な形態を呈することとなる。双層経営体制政策もこのような政策の一つである。しかしながら、このような政策であっても、その基本的なフレームとなる主要な政策意図にはそれほどの変化は無いはずである。その政策の基本的なフレームを超えた政策意図が付け加えられれば、その政策は、政策としての体を成さなくなり、崩壊に向かわざるをえないからである。

以下、このような観点から双層経営体制に込められている政策意図を考察してみよう。

(1) 双層経営体制政策の主要な政策意図

第1は、双層経営体制という枠組みを設定し、この枠組みの中で、農家生産量リンク請負制の契約を通じて農業・農民、さらには農村を共産党政権の政策的規制下に置こうとしていることである。具体的には、農家生産量リンク請負制を軸として、請負契約の出し手である地区合作経済組織と請負契約の受け手である農家群とを一体として捉える「双層経営体制」概念が創出されるとともに、このような一体的な枠組みの中での請負契約であるが故に農家生産量リンク請負制に基づく請負契約は、通常の契約とは異なるとする「理論」が考案されるに至っている。この結果、農家生産量リンク請負制の契約書では、本来農家生産量リンク請負制の請負契約の対象とすることには疑問のある公共事業へ

の労務提供、計画生育の目標や食糧等の供出任務の達成が定められている⁽¹⁾。要するにこのような条件を承諾しなければ請負契約を締結しないという威嚇による多様な政策目的達成の強要である。このような党中央の意思は、1982年の1号文件に「請負契約は、集団経済の管理工作の主要な手段であるので、(…中略…)公共建設への労務提供、計画生育の目標や食糧等の供出任務の達成も請負契約に含めるべきである」と規定されていることから明白である⁽²⁾。そしてこのような請負契約を履行させる具体的な履行者として党中央が想定しているのが、農村の基層組織の3つの核心の1つとして位置づけられているとともに双層経営体制の統一経営部門の担い手である地区合作経済組織である。地区合作経済組織の中では、党中央は、村レベルの地区合作経済組織を想定しているのは確かであろう。それは、党中央が農地の集団所有権の帰属主体を村レベルの地区合作経済組織にしようとしていることから裏付けられるからである。

第2は、双層経営体制の維持、継続をもって、中国共産党が社会主義体制を維持していることの象徴としていることである。周知のように中国共産党は、それまでの集団農業を中心とする社会主義農業体制、すなわち、人民公社体制に限界を感じてその改革を開始したが、その際に用いた手法が、農家生産量リンク請負制をはじめとする農業生産責任制の実施であった。この導入に際しての枠組みは、農家への請負経営による「労働に応じた分配制度」の確立と双層経営体制の設立による「農地の公有制」の維持であった。この当時、個別の農家への請負経営に対しては、党内にも反対が多く、その反対を説得するために使われたのが、双層経営体制概念であることは既にみたとおりである。当時は、生産手段の所有主体は国有を最良とし、農地も将来的には国有にするとの考え方がまだ支配的であった。このような状況の中で、当時の党中央は、既に生産手段の公有制さえ維持されれば、社会主義体制は維持されとする段階まで思想的には転換を遂げるに至っていたのである。そして、農地の公有制の維持の理論的裏付けとして考案されたのが双層経営体制概念である。したがって、双層経営体制概念は、その創出の契機と創出時点の性格に関していえば、改革開放政策の系譜に属する政策である。しかしながら、双層経営体制の実際の展開

過程においては、その初期の段階で、統一経営よりも分散経営の方が過度に強調されるという事態が生じ、さらに農地の私有制容認論やこれと同根の双層経営体制否定論も現れた。このため、本来は改革開放政策としての性格が強かった双層経営体制概念が、農業・農村を規制する手段としての役割を重視されるようになった。この転換点が1986年の1号文件である。

なお、双層経営体制の性格の転換の時期と、双層経営体制という言葉が党中央の農業政策基本通達で初めて使われる時期が一致するので、1986年に双層経営体制政策が農業・農村を規制する政策として提起されたとする捉え方もありうるであろう。しかし、この捉え方では、1982年以降、農家生産量リンク請負制を導入するに際して、双層経営体制概念が党内の導入反対派を説得するための手段として使われたという事実は説明できない。事実経過からすれば、このような捉え方は無理といえよう。

第3は、農民の間に広がっていると思われる「個別経営化」意識に歯止めをかけるとともに、農地の私有制容認論の台頭を抑えて、農地の公有制を維持、継続させるための方途としていることである。このことは、張雲千〔53〕の次のような指摘に明確に示されている。すなわち、「農民というものは、何方へも向くものである〔農民有両重性〕。農家生産量リンク請負制と統一経営・分散経営の結合を基盤とする地区合作経済組織も二つの発展方向を持っている。結局何方へ発展させるのか。この問題は、党と国家の基本路線や政策によって大きく左右されるのである。覚めた意識で明確な方針を決定することが必要である。我々の全体的方針は、集団経済を発展させることである」^{〔3〕}との指摘である。

以上のような党中央の双層経営体制政策に対する主要な政策意図は、人民公社制度の解体によってもたらされた農業・農村の分散状況が、村党支部と村民委員会だけでは補完しきれないことから出ていることは明白である。既にみたように、双層経営体制概念が前面に出てくるのは、人民公社が解体され、農家生産量リンク請負制の実施の過程で分散経営だけが過度に強調されることによってもたらされた弊害への対応が求められた1984年頃からであるからである。

以上が双層経営体制政策の基本的フレームとなる主要な政策意図である。

（２） 双層経営体制政策の転成への動向

次に、情況の変化に応じて追加された政策意図をみてみよう。

第１は、農民からの中国共産党への政権付託獲得の手段としていることである。具体的には、双層経営体制を通じて農民に実利を与えることである。このための措置としては、農家生産量リンク請負制の請負契約の履行に関して、地区合作経済組織による合作サービスの提供を請負契約の契約条項に格上げすることも指導されている。このほか、地区合作経済組織の非双層経営部分で挙げた利益を双層経営体制を使って農民へ還流することも指導されている。このことは、双層経営体制の本来的な概念からは逸脱しているが、このことが正に政策意図の追加であり、党中央の言い方によれば、双層経営体制の発展といわれるものである。ただし、このようなことを現実に行っているところは多くはないことは既にみたとおりである。

第２は、農産物市場の大規模化、新規ニーズに対応するための市場経済化推進機構としての役割を果たさせることである。農産物の流通の開放、市場経済化の進展によって、農産物の出荷も大型化が要求されてきている。また、消費の高度化したがつて、消費者も高品質のものを求めるようになってきている。零細規模で、市場情報に乏しく、余ったものを売するという観念の農家では、このような市場や需要の変化には対応できないのは当然である。このような市場や需要の変化に対応するためには、これらの農家群の組織的な対応が必要であり、それを具体的に推進していく機構が必要である。そこで、このような機構の機能を地区合作経済組織が果たすことが求められるに至っているわけである。このような情況の変化に既に気付くとともに、そのための条件整備に努力した地域では、「大市場と小生産」の矛盾を解決し、農産物にたいする高度化した社会ニーズに適切に対応することができるようになっている⁽⁴⁾。このような地域では、小規模農家による分散経営→統一集荷→統一加工→統一出荷という生産・加工・流通のパターンが確立されており、双層経営体制政策の発展の例

として挙げることができよう。

第3は、大規模経営育成の実施機関としての機能を発揮させることである。これは、双層経営体制が持っている農地管理機能を有効、適切に活用することによる大規模経営の育成機能に着目したものである。郷鎮企業の発展や他地域への出稼ぎの自由化による農業労働力の農外への流出によって、耕作放棄や荒らし作りが増大しており、この問題への対応が農村問題の重要な課題の一つになっている。この場合、双層経営体制の統一経営部門が農地の所有権を持っていることを有効に活用すれば、これらの農地を農業が得意な者〔能手〕に集積することによって、大規模経営を育成することは容易にできることである。例えば、浙江省樂清市北白象鎮前岸村では、これまで全村245戸の農家に請け負わせていた農地304畝をいったん全て村レベルの地区合作經濟組織が回収し、これを調整のうえ各生産隊に請け負わせ、その上で、これをさらに生産隊から36戸の農家に再請負させるという方法によって大規模経営を育成している。請負農地を手放した農家には、例えば飯米の確保でどのような保証措置が取られたかは明確ではないが、生産隊が第一義的請負主体であることからすれば、生産隊を通じて、その組合員の農家にはそれなりの保証措置が講じられていることは容易に推測できることである⁽⁵⁾。また、集団農場を創設するという事例では、浙江省蕭山市航民村の事例が挙げられる。同村では、郷鎮企業の発展に伴って請負農地の耕作が十分には行われなくなってきたが、1987年には農家からの希望に応じて、3つの集団農場を創設して、これら3つの集団農場に全村の農地を請け負わせる方式を採用し、大規模経営を創設している⁽⁶⁾。

（3）双層経営体制政策の適用の実際

以上が双層経営体制政策に込められている政策意図であるが、実際の双層経営体制政策の適用状況はどうであろうか。双層経営体制概念が既にみたように優れて政治的なものであるため、双層経営体制政策の実際の適用においては、時の政治状況や各レベルの指導者の意向によって千差万別の状況となっている。また、地区合作經濟組織等の経済的実力によっても大きく異なっている。観念

的には、統一経営の比重を極端に大きくすれば、栽培作物も地区合作経済組織等から強制されるなど、農民に与えられる農業経営上の自由裁量の幅は狭いものとなり、さらに経済外強制も多岐にわたることとなるが、分散経営が極度に重視された場合は、地区合作経済組織は、農民が一定の納付金さえ収めれば、その他のことは全て農民の裁量に任せ、また、経済外強制も何ら加えられないという情況となろう。政治的情況からいえば、前者の場合が、「左」の傾向が著しく強まった場合であり、後者の場合が「右」の傾向が著しく強まった場合である。しかしながら、現実には中国共産党政権としては、「左」「右」いずれもの極端な政策は取れないのが実情である。経済発展と豊かな生活の実現という目にみえる「実利」を国民に与えなければ国民からの政権付託が継続しえないのは明らかであり、極端な政策を取れば、このような「実利」を国民に与えることは不可能となるからである。と同時に現政権が双層経営体制政策を維持せざるをえないのも事実である。その第1の理由は、双層経営体制に変わる具体的な農村統治の手法がないことである。特に経済発展が遅れている地域では、治安をはじめとする統治体制は脆弱であり、双層経営体制を崩壊させた場合はその混乱は收拾のしようがないほどであろう。その第2の理由は、双層経営体制を崩壊させれば、農地の公有制の維持は困難となり、その結果として公有制の旗を降ろさざるをえなくなれば、中国共産党は社会主義政権では無くなってしまうからである。双層経営体制の維持のための中国共産党の努力が、上記でみた政策目的の追加であり、このことによる双層経営体制政策の転成への動きである。中国共産党としては、双層経営体制政策の基本フレームを構成している主要な政策意図をいわば「ムチ」として、また追加的政策目的を「アメ」として、両者のバランスを慎重に取りながら、今後も、農業・農村の再組織化の方途の一つとして、双層経営体制を維持して行かざるをえないものと思われる。

注(1) 実際の例では、安徽省固鎮県では、食糧・油料作物の供出義務、上納すべき負担金などの額、提供すべき無償労働日数、計画生育の指標の達成が請負契約書に記載されて実行されている例が、中共中央政策研究室調研小組によって報告されている〔46, 11頁〕。

- (2) 中共中央 [33, 2 頁]。
- (3) 張雲千 [53, 20 頁]。
- (4) 艾 [9]。
- (5) 蔣 [24]。
- (6) 沈 [26]。

おわりに

中国は人口の8割が農村人口である。農業・農民・農村の発展が無ければ中国の発展は無く、農業・農民・農村が安定しなければ中国も安定しない。双層経営体制政策は、このような中国の農業・農民・農村を発展させ、安定させるための主要な政策の一つと位置づけられて、現在も推進されている。本稿では、双層経営体制政策について、双層経営体制の意味、その政策形成の過程、他の主要な農業政策との関連を明らかにしたうえで、それに対する否定論を紹介するとともに、双層経営体制政策の政策意図を解明した。

政策は本来苦渋の選択の結果である。人民公社制度の限界を打破するために農家生産量リンク請負制に代表される農業生産責任制を導入しようとした際、そこに生じた問題は、旧来の社会主義体制の維持の問題と現在の特権に安住しようとする体制内部の現状維持派の抵抗であった。中国の近代化達成のための農業生産力の向上をもたらす農業生産責任制の導入と旧来の社会主義体制の維持との選択である。苦渋の選択の結果は、双層経営体制概念の創出であった。「統一」と「分散」の選択でいえば、「分散」の選択であった。次いで遭遇した苦渋の選択は、「分散」が過度に強調された結果の農業・農村の無秩序化の懸念であった。ここでの苦渋の選択の結果は、双層経営体制概念の農業・農民・農村を規制する枠組みへの変身であった。「統一」と「分散」の選択でいえば、「統一」の選択であった。「一盤散砂」といわれる中国の農民の性格的特質からすれば、止むを得ない苦渋の選択であったというべきであろう。

政策は本来多重評価性である。これは政策が本来苦渋の選択の結果であることから帰結される当然の性格である。双層経営体制政策についても否定論があ

り、農民の評価も余り芳しいものではないことは、本稿でもみてきたとおりである。しかしながら、自己の利益のみを主張していれば足りるのは農民だけである。政策立案や研究の職にある者に求められるのは、中国の現状を調査研究し、比較考量をしたうえでの政策提言や批判である。他国の制度の生硬な導入でことが足りるほど中国の農業・農民・農村は単純ではない。

政策は本来生命体である。生成発展し、時には反対の立場に転換することも生ずる。双層経営体制政策も内容的には変化を遂げている。当初は「分散」のために創出されたが、その後は「統一」のための手段となっている。しかしながら、単なる「統一」のための手段だけに止まらず、既に新たな発展を開始していることは、その政策意図の追加という観点から既にみたとおりである。

本稿では重要政策の持つ上記3点の特徴からの双層経営体制政策に対する考察は成しえたと考える。残された課題は、政策が有機体の一部であり、その有機体の一部として実際に果たしている機能の評価である。ここでいう有機体とは、現に動いている中国そのものである。双層経営体制政策も現実に動いている中国全体の一部として機能し、中国全体の動きに一定の方向性を与えている。と同時に有機体の一部であることから、有機体そのものからも一定の制約を受けている。要するに全体とそれを構成する一部との間の作用・反作用の関係である。政策の評価は本来このような視点からなされるべきと筆者は考える。特に現実に推進されている政策についてはこのような視点からの評価でなければ意味をなさないであろう。しかしながら、これはいうべくして行うには非常な困難が伴うものである。これが、本稿が双層経営体制政策に対する評価を残した理由である。

中国の農業・農村の再組織化の問題については、双層経営体制の問題のほかに、最初に指摘したように、村の党政組織の整備・強化、農民負担の軽減と農民所得の向上、農業社会化サービス体系の整備・確立、農業生産責任制の継続・完壁化、農村社会主義思想教育の展開の問題を解明することが必要である。

さらに中国は現在社会主義市場経済化の移行を政策課題としており、このような経済体制の改革のなかで中国農業や双層経営体制政策が今後どのように展

開されるのかという問題も緊急に解明を必要としている問題である。

本稿で残された課題とともに、これらの諸問題も含めて、他日を期することとしたい。

〔付 記〕

本稿の執筆に当たり多大の啓発を頂いた張雲千氏は現在病魔と格闘中である。多大の学恩を記して謝するとともに、ご健康の回復を祈念する次第である。

また、小林弘二氏の論文からも多大の啓発を頂いた。これも記して謝する次第である。

〔参考資料1〕農業政策基本通達における双層経営体制関連記述

ア 1982年～1985年（第1次“放”の時期）

（ア）1982年1号文件

（a）農家生産量リンク請負制の実施は、集団の統一経営と労働者の自主経営の2つの積極性を同時に発揮させることができる。集団の土地所有権と農家の経営権とを協調、統一させるため、農家は請け負った農地を契約の規定に基づいて、集団の統一計画にしたがって、生産に用いなければならない。

（b）生産大隊、生産隊は、集団経済組織として必要な経済的機能を引き続き保持しなければならない。

（イ）1983年1号文件

（a）農家生産量リンク請負制は、統一経営と分散経営を相結合させるという原則を採用し、集団の優越性と個人の積極性を同時に発揮させている。農家生産量リンク請負制を完璧にするための鍵は、請負を通じて、「統一」と「分散」の関係を万全に処理することである。

（b）統一経営を主体としている社隊は、農家へ分散して請け負わせる利点を吸収することに配慮しなければならない。分散経営〔分戸経営〕を主体としている社隊は、生産の発展の必要性に応じて互恵の原則で農家が統一して行うことを要求している事項、例えば機械耕作、水利、病虫害防除、家畜防疫、種子生産、種付けなどのサービス〔服務〕を統一的に計画・管理し、農家に提供しなければならない。

（c）人民公社のものの基本採算単位、すなわち、もとの生産隊または生産大隊は依然として労働大衆の集団所有制の合作経済組織〔合作経済〕である。地区合作経済組織であるそれらの管理機構は、土地の経営を適切に行うために必要なものである。その名称・規模・管理組織の設置については、大衆が民主的に決定しなければならない。

（ウ）1984年1号文件

（a）人民公社の「政社分離」後の農村経済組織は、生産の発展の必要性に

に基づき、大衆自らの希望を基礎として設置されなければならない。その方式や規模は多種多様でよく、上部から特定のモデルを押しつけてはならない。

- (b) 統一経営と分散経営の相結合した体制を完璧にさせるために、一般的には、土地の公有を基礎とした地区を範囲とする合作経済組織（これは地区合作経済組織である…白石）を設立すべきである。この組織の名称は、農業合作社、経済聯合社または大衆が選定したその他の名称のいずれでもよく、その範囲は、村（大隊または聯隊）の区域としても、生産隊の区域としてもよい。また、村民委員会と分離して設立しても、村民委員会の二枚看板〔一套班子兩塊牌子〕でもよい。

- (c) 地区合作経済組織は、仕事の重点を農家にサービスを提供することに移さなければならない。当面必要なことは、土地の管理と請負契約の管理を遺漏無く行うことであり、次いで水利施設と農業機械の管理、病虫害防除、家畜防疫、科学技術の普及、農地基盤整備事業の実施、その他の農業生産に必要なサービスの提供を行うことである。

(エ) 1985年1号文件

- (a) 農家生産量リンク請負制と農家経営は、長期間不変とする。
- (b) 地区合作経済組織は、機械、水利、病虫害防除、経営管理などのサービス〔服務事項〕を積極的に行わなければならない。

イ 1986年～1987年（第1次“収”の時期）

(ア) 1986年1号文件

- (a) 地区合作経済組織は、統一経営と分散経営を結合させた双層経営体制をさらに完璧化させなければならない。農家生産量リンク請負制は、党の長期政策であり、大衆の要求に反して勝手に変更させてはならない。
- (b) 多くの地区合作経済組織は、農家一戸一戸では達成できないことや達成できても上手くは達成できないことを放置したままであり、このため、大衆は非常な不満を感じているので、統一と分散の結合を維持し

ながら、技術サービス〔技術服務〕や経営サービス〔経営服務〕などを着実に実施しなければならない。

(イ) 1987年5号文件

(a)村合作経済組織が実施している分散経営と統一経営が相結合した双層経営制については、農民は満足しており、さらにその安定化と完璧化を進めることが必要である。農民に請け負わせている農地を絶対に取り上げてはならず、以前の体制に復してはならない。当面合作経済組織が力を入れなければならないことは、一つは農家に生産のためのサービス〔生産服務〕を提供することであり、他の一つは農家生産量リンク請負制の契約〔承包合同〕の管理を強化することである。

(b)村合作経済組織は、主として公有の土地を囲繞して形成されるものであり、專業合作社とは異なるものである。地域性〔社区性〕、総合性を持っていることがその特徴である。村合作経済組織の中には、独立した機構が設置されているものもあれば、村民委員会が村合作経済組織と自治組織とを一体として行っているものもある。その名称はいずれであっても、生産のためのサービスの職責、管理協調の職責及び資産蓄積の職責は、いずれもが等しく担わなければならないものである。

ウ 1987年～1988年（第2次“放”の時期）

88年豊作通達

農家経営を主とする生産量リンク請負責任制は、現在の我が国の大多数の地域の農業生産力の発展水準に適合しており、しかも旺盛な生命力を持っているので、その安定性を維持し、絶えずその完璧化を図らなければならない。

エ 1989年～現在（第2次“収”の時期）

(ア) 91年工作通達

(a)農村改革の中で、農家生産量リンク請負制を主とする責任制の実施を通じて、統一と分散が結合した双層経営体制が確立されたが、これは集団経済のために、生産力の水準とその発展要求に適合した新たな経

営方式を創出したものである。このような経営体制は、広範な適応性と旺盛な生命力を持つものであり、農村に対する基本政策として長期にわたって安定化させ、断えずその完璧化を図っていかなければならない。

(b)請負契約の完璧化によって、請負者の国家や集団に対する食糧や負担金等を上納する義務と請け負った農地に対する権利とを連係させる一方、請負の出し手が請負者に提供すべきサービスを明確にさせることによって、集団の統一経営の優越性と農家の分散経営の積極性を結合させなければならない。

(イ) 13期8中全会決定

(a)農家生産量リンク請負制を主体とする生産責任制が遍く実施され、「統」と「分」とを結合させた双層経営体制が逐次設立されたが、双層経営体制と農業社会化サービス体系はまだ十全なものではない。

(b)農家生産量リンク請負制を主とする責任制と、統一と分散を結合させた双層経営体制を中国の農村の集団経済組織の基本的制度として長期にわたって安定させて行き、しかも絶えず充実させ、完璧化を図っていくことが必要である。農家請負制という経営方式を集団経済に導入して、統一経営と分散経営を結合させて形成された双層経営体制は、農家に生産の経営権を与えるとともに、土地等の基本的生産手段の公有制と必要な統一経営を堅持せしめた。このような双層経営体制は、貧困問題〔温飽問題〕を解決するための一時的な政策ではなく、長期間にわたって堅持されなければならないものであり、逡巡し、動揺してはならない。双層経営体制の完璧化を図ることには、農家の請負経営と集団の統一経営の両者を完璧化することが含まれている。農家の請負経営とは、農地を分割して個別経営を行うこと〔分田单干〕ではなく、集団の統一経営も、農民に請け負わせている農地を集団が取り上げること〔帰大堆〕ではない。この2つの経営階層〔経営層次〕は、相互依存、相互補完、相互促進の関係にあり、いずれの一方を軽視し

でも、農村経済の健全な発展には不利な結果となる。現在多くの地域の集団の統一経営は脆弱であるので、農家の請負経営を安定化させるということを基盤にして、逐次、集団の統一経営の内容の充実を図っていかなければならない。農家一戸一戸では達成できないこと、達成できても上手くは達成できないこと、達成しても採算がとれないことについては、地区合作経済組織が大眾の要求に基づいて積極的に行うよう努めなければならない。

(注：下線は白石)

〔参考資料 2〕張雲千による農業社会化サービスの分類

- (a)合作サービス：農民が組織した合作経済組織が、その組合員のために行うサービスである。地区合作経済組織が、その組合員〔社員〕のために行うサービスは、ここでいう合作サービスである。また、專業合作社（わが国の専門農協に相当する合作経済組織である…白石）が、その組合員のために行うサービスも、ここでいう合作サービスである。
- (b)社会サービス：独立した経済実体の間で行われるサービスである。農民が自分が所属している地区合作経済組織以外のサービスを業とする者から受けるサービスが、ここでいう社会サービスである。ある合作経済組織が、他の合作経済組織等から受けるサービスも、ここでいう社会サービスである。ここでいう社会サービスは、社会的分業の上に成り立っており、しかも、市場を通じて行われるサービスである。
- (c)国家サービス：各級の政府機関が、農業生産者（個人、合作経済組織）に対して行う公益性のサービスである。例えば、気象予報、病虫害発生予測、市場情報提供〔信息通告〕、技術普及、研修等である。このサービスは、農業生産を発展させる方途であるばかりではなく、農業生産をコントロールする方途

の一つでもあることに注意しておくことが必要である。このサービスは、無償または有償（コスト価格またはそれ以下の低額）で行われる。

〔引用文献〕

- 〔1〕 小林弘二「人民公社の解体と農村の再編成（Ⅰ）—— 基底社会の民主化への道——」（『アジア経済』第31巻第9号，1990年9月），2～26頁。
- 〔2〕 小林弘二「人民公社の解体と農村の再編成（Ⅱ）—— 基底社会の民主化への道——」（『アジア経済』第31巻第10号，1990年10月），18～36頁。
- 〔3〕 木間正道「現代中国の土地法制—— 土地管理法の制定によせて——」（『中国研究月報』1987年1月号），1～21頁。
- 〔4〕 矢吹晋「農業生産責任制の推進者・杜潤生」（『日中経済協会会報』，1987年2月号），16～28頁。
- 〔5〕 矢吹晋編訳『チャイナ・クライシス重要文献第3巻』（蒼蒼社，1989年），228～240頁。
- 〔6〕 劉志仁「人民公社は怎么样了」（日本農業研究所『講演記録 No. 17』，平成3年1月）。
- 〔7〕 呂叔湘編・牛島徳次監訳『現代中国語用法辞典』（現代出版，1983年）。
- 〔8〕 何康等編『中国農村改革十年』，中国人民大学出版社，1990年。
- 〔9〕 艾弘勝「完善双層經營深化農村改革」（『人民日報』1991年7月24日）。
- 〔10〕 郭書田主編『中国農村改革与發展十年』，農業出版社，1990年。
- 〔11〕 郭書田『変革中的農村与農業』，中国財政經濟出版社，1993年。
- 〔12〕 魏榮修等「影響双層經營完善的原因及对策」（『中国農村經濟』1989年第11期）。
- 〔13〕 牛若峰「完全双層經營体制壮大集体經濟實力」（蔡文洪編『建設中国特色的現代化農業中華人民共和國農業部』，農業出版社，1992年）。
- 〔14〕 喬長勲「供銷社農資社会化服務花繁果碩」（『中国商報』1992年10月15日）。
- 〔15〕 吳思等「歷史性的文件和文件的歷史」（『農民日報』1988年12月22日）。
- 〔16〕 吳長生「闊步穩步陽關道」（『人民日報』1991年12月28日）。

- [17] 呉長生等「發育市場深化農村改革的主綫——訪国务院發展研究中心農村部副部長林毅夫博士」(『人民日報』1992年8月22日)。
- [18] 国务院「關於加強農業社会化服務体系建設的通知」(『農村工作通訊』1991年第12期)。
- [19] 国务院農村發展研究中心二組「1988年農村經濟改革綜述」(国家經濟体制改革委員会『中国經濟体制改革年鑑(1989)』, 改革出版社, 1989年)。
- [20] 国务院農村發展研究中心試驗区辦公室「1988: 中国農村改革試驗区」(何康等編『中国農村改革十年』, 中国人民大学出版社, 1990年)。
- [21] 国家統計局編『中国統計年鑑 1983』(中国統計出版社, 1983年)。
- [22] 国家統計局編『中国統計年鑑 1991』(中国統計出版社, 1991年)。
- [23] 国家統計局農業統計司編『中国農村統計年鑑 1985』(中国統計出版社, 1986年)。
- [24] 蔣章元「土地合理流轉經營相对集中, 渠湧現 3000 多“農老板”」(『人民日報』1994年1月6日)。
- [25] 新樺「專業協會已逾百万」(『中国商報』1994年5月11日)。
- [26] 沈興耕「錢江今日“弄潮儿”」(『人民日報』1993年1月31日)。
- [27] 人民日報評論員「再評大河鄉三条基本經驗」(『人民日報』1990年6月6日)。
- [28] 宋如芬「十分珍惜和合理利用土地是我国一項基本政策」(『人民日報』1986年6月17日)。
- [29] 中華人民共和国民法通則(国务院法制局編『中華人民共和國法規匯編(1986年1月—12月)』, 法律出版社, 1987年)。
- [30] 中共浙江省委辦公厅等「堅持不懈抓好思想教育鞏固農村社会主义陣地」(『人民日報』1991年12月23日)。
- [31] 中共中央印發「關於進一步加強和完善農業生產責任制的几个問題」(中国農業年鑑編輯委員会編『中国農業年鑑 1981』, 農業出版社, 1981年)。
- [32] 中共中央「關於社会主义精神文明建設指導方針的決議」(中共中央文献研究室編『十一届三中全会以来重要文献選讀下冊』, 人民出版社, 1987年)。
- [33] 中共中央批轉《全国農村工作會議紀要》(中国農業年鑑編輯委員会編『中国農業年鑑 1982』, 農業出版社, 1982年)。

- [34] 中共中央「關於印發《當前農村經濟政策的若干問題》的通知」(中国農業策法規司編『農牧漁業法規匯編(1949~1986)』,農業出版社,1989年)。
- [35] 中共中央「關於一九八四年農村工作的通知」(中国農業策法規司編『農牧漁業法規匯編(1949~1986)』,農業出版社,1989年),27~33頁。
- [36] 中共中央,國務院「關於進一步活躍農村經濟的十項政策」(中国農業策法規司編『農牧漁業法規匯編(1949~1986)』,農業出版社,1989年)。
- [37] 中共中央,國務院「關於一九八六年農村工作的部署」(中国農業策法規司編『農牧漁業法規匯編(1949~1986)』,農業出版社,1989年)。
- [38] 中共中央政治局「把農村改革引向深入」(中共中央文獻研究室編『十二大以來重要文獻選編下』,人民出版社,1988年)。
- [39] 中共中央,國務院「關於奪取明年農業豐作的決定」(中国農業年鑑編輯委員會編『中国農業年鑑1989』,農業出版社,1989年)。
- [40] 中共中央,國務院「關於一九九一年農業和農村工作的通知」(『農村工作通訊』1991年1月号)。
- [41] 中共中央「關於進一步加強農業和農村工作的決定」(『農村工作通訊』1992年2月号)。
- [42] 中共中央,國務院「關於實行政社分開建立鄉政府的通知」(中国農業年鑑編輯部編『中国農村法規(1983)』(農業出版社,1985年)。
- [43] 中共中央「關於經濟體制改革的決定」(中共中央文獻研究室編『十一屆三中全會以來重要文獻選讀下冊』(人民出版社,1987年)。
- [44] 中共中央書記處農村政策研究室資料室編『中国農村社會經濟典型調查(1985)』,中國社會科學出版社,1988年。
- [45] 中共中央政策研究室・農業部農村固定觀察點辦公室編『完善中的農村雙層經營體制——對274个村莊的跟蹤調查』(中共中央黨校出版社,1992年)。
- [46] 中共中央政策研究室調研小組「安徽農村之行隨想」(『求是』1990年第2期)。
- [47] 《中國經濟體制改革實用詞典》編寫組『中国經濟體制改革實用詞典』(海潮出版社,1989年)。
- [48] 中国農業年鑑編輯委員會編『中国農業年鑑1987』(農業出版社,1987年)。

- [49] 中国農業年鑑編輯委員会編『中国農業年鑑 1990』（農業出版社，1990 年），108 頁。
- [50] 中国農業年鑑編輯委員会編『中国農業年鑑 1991』（農業出版社，1991 年），101 頁。
- [51] 張雲千「对发展和完善農村合作制的幾点看法」（杜潤生等編『思考与選択』，中共中央党校出版社，1990 年 10 月）。
- [52] 張雲千「試論統分結合」（『農業經濟問題』1984 年第 1 期）。
- [53] 張雲千「談完全聯產承包，双層經營体制的几个問題」（『農業經濟問題』1990 年第 11 期），18～20 頁。
- [54] 張寿康編『常用新詞語詞典』（經濟日報出版社，1991 年）。
- [55] 陳錫文「穩定基本政策是深化農村改革的前提」（『農業經濟問題』1991 年第 6 期）。
- [56] 陳岱孫主編『中国經濟百科全書』（中国經濟出版社，1991 年）。
- [57] 杜潤生『中国農村經濟改革』（中国社会科学出版社，1985 年）。
- [58] 杜潤生「擺正農業在国民經濟中的地位与提高農民收入問題」（『紅旗』1986 年第 21 期）。
- [59] 鄧小平「在中国共产党全国代表會議上的講話（節選）」（中共中央文献研究室編『新時期党的建設文献選編』，人民出版社，1992 年）。
- [60] 農業部農村合作經濟研究課題組「中国農村土地承包經營制度及合作組織運行考察」（『農業經濟問題』1993 年第 11 期）。
- [61] 馬洪等編『現代中国經濟大事典』（中国財政經濟出版社，1993 年）。
- [62] 馬洪武等編『農村新知識辭典』（档案出版社，1990 年）。
- [63] 范恒山編『經濟体制改革辭典』（水利電力出版社，1988 年）。
- [64] 余国耀「關於深化農村改革重点的問題」（『人民日報』1992 年 4 月 24 日）。
- [65] 李慶曾等「農村改革的反思与展望」（農業部經濟政策研究中心『中国農村：政策研究備忘錄（I）』農業出版社，1989 年）。
- [66] 林子力『論聯產承包制』（上海人民出版社，1983 年）。

〔要 旨〕

中国の農業・農村の再組織化と双層経営体制

白 石 和 良

中国では現在改革開放政策が進められているが、農業・農村問題の改革開放政策の適用に当たっては、その初期に「集団」の束縛からの「個」の開放という点に力点が置かれ過ぎたため、農業経営や、農村運営に当然必要な「組織」までも弱体化または崩壊させてしまうという事態が生じている。このような事態の発生は、農業の発展、農村の安定化等に多大の支障を与えているため、農業・農村の再組織化の必要性が高まっている。他方、農業・農村問題の外部環境としての中国全体の政治的・経済的情况も厳しさを増し、対応のいかんによっては現政権の崩壊も懸念される状況となっている。中国では、人口の約8割が農村人口であり、国内政治の安定化を図るうえで農村の安定化は不可欠の条件である。

双層経営体制政策は、このように焦眉の問題となっている農業・農村の再組織化を図るための中国共産党中央の主要な政策の一つとして実施されている。すなわち、まず双層経営体制という枠組みを設定し、この枠組みの中で、農家生産量リンク請負制の契約を通じて農業・農民、さらには農村を共産党政権の政策的規制下に置こうとしていることである。と同時に党中央は、双層経営体制の維持、継続をもって、中国共産党が社会主義体制を維持していることの象徴とするとともに、農民の間に広がっている「個別経営化」意識に歯止めをかけ、農地の公有制を維持、継続させるための方途としている。以上が双層経営体制政策の「ムチ」としての面である。他方、党中央は、この政策を「アメ」としても用いている。すなわち、第1は、農民からの中国共産党への政権付託獲得の手段としていることである。具体的には、双層経営体制を通じて農民に実利を与えることである。第2は、農産物市場の大規模化、新規ニーズに対応するための市場経済化推進機構としての役割を果たせることである。第3は、大規模経営育成の実施機関としての機能を発揮させることである。

このように本政策が、「アメ」と「ムチ」との相反する政策目的を持たされている理由は2つある。第1の理由は、双層経営体制に代わる具体的な農村統治の手法がないことである。特に経済発展が遅れている地域では、治安をはじめとする統治体制は脆弱であり、双層経営体制を崩壊させた場合の混乱の收拾は極めて困難であろう。第2の理由は、双層経営体制を崩壊させれば、農地の公有制の維持は困難となり、その結果として公有制の旗を降ろさざるをえなくなれば、中国共産党は社会主義政権では無くなってしまうからである。